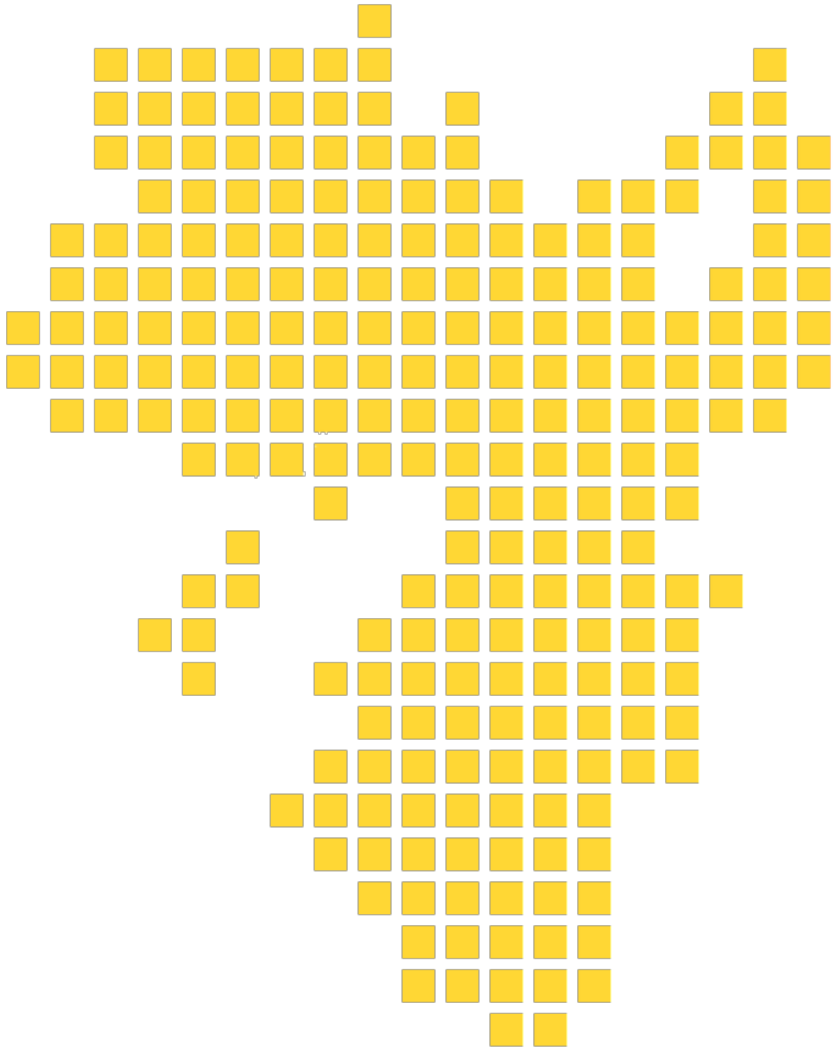
総務省
近畿総合通信局

近畿の情報通信
2026





近畿総合通信局は、総務省の地方支分部局として、近畿2府4県における情報通信行政を担っています。

近年、少子化・人口減少、我が国の経済的地位の低下、自然災害の激甚化・頻発化などに伴い、地域が抱える課題は複雑化・多様化しており、その解決のためには、飛躍的な発展過程にあるAIをはじめとするデジタル技術の徹底的な活用が不可欠です。

こうした状況を踏まえ、近畿総合通信局では、南海トラフ地震等の災害時における情報通信手段の確保、地域社会のDXの推進、情報通信を安心・安全に利用できる環境整備により一層強力に取り組み、地域の皆さまと連携して、持続可能で活力ある地域社会の実現を目指してまいります。

目次

Ⅰ 南海トラフ地震等に対応する防災・減災の取組

（1）通信・放送サービスの強靭化 ・・・P1

① 災害時における携帯通信基地局等の強靭化
② 放送ネットワークの強靭化
③ ケーブルネットワークの強靭化

（2）災害時における地方公共団体の情報通信手段の確保 ・・・P6

① 近畿地方非常通信協議会と連携した非常通信ルートの確保
② 防災行政無線のデジタル化の推進
③ 災害時における支援機材を活用したプッシュ型支援の強化
④ 臨時災害放送局の円滑な開設に向けた地方公共団体等への支援
⑤ 臨時災害局の開局に向けた可聴域調査の実施

（3）災害時に備えた関係機関との連携強化 ・・・P13

① 災害時に備えた関係機関との連携強化

（4）防災意識向上に向けた取組 ・・・P16

① 防災・減災に関する周知・啓発活動

Ⅱ 地域社会DXの推進

（1）地域社会DXによる課題解決 ・・・P17

① デジタル実装の好事例創出
② 地域連携の推進
③ DX推進の機運醸成
④ 見える！近畿の地域DXマップ

（2）地域社会DXを支える通信インフラの整備・推進 ・・・P25

① 光ファイバ・5Gの整備方針
② 高度無線環境整備推進事業
③ 携帯電話等エリア整備事業
④ 電波遮へい対策事業（鉄道トンネル・道路トンネル）
⑤ ローカル5Gの利用拡大に向けて
⑥ 辺地共聴施設の高度化支援
⑦ ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の円滑な導入

（3）ICTを活用した新たなビジネス創出の支援 ・・・P32

① ICT研究開発の推進
② 技適未取得機器を用いた実験等の特例制度
③ 電波の有効利用を促進する最新技術の紹介
④ デジタル技術の海外展開支援
⑤ 地域連携による人材育成・スタートアップの支援

（4）地域の魅力発信の支援 ・・・P37

① 放送コンテンツの海外展開の推進
② 魅力ある地域コンテンツの発信のための啓発

Ⅲ 情報通信を安心・安全に利用できる環境の整備

（1）サイバーセキュリティの強化 ・・・P39

① サイバーセキュリティに関する人材育成・啓発活動

（2）インターネット・リテラシーの向上 ・・・P40

① インターネット・リテラシー向上のための啓発活動

（3）電気通信サービスの利用者の保護 ・・・P41

① 電気通信サービスの利用者からの相談

（4）良好な電波利用環境を維持するための取組 ・・・P42

① 正しい電波利用のための周知・啓発活動
② 技術基準に適合しない無線機器の販売・流通の抑止
③ 重要無線通信妨害への対応
④ 不法・違反無線局への対策
⑤ 電波利用の安全性確保と安全性に関する正しい情報の提供
⑥ 医療機関における良好な電波利用環境の実現

①　災害時における携帯電話基地局等の強靱化

災害発生時における停電や伝送路断による携帯電話基地局の停波を回避するため、携帯電話基地局の強靱化対策を推進しています。

災害時における携帯電話基地局等の強靱化対策事業

【令和8年度予算額：24億円】
【令和7年度補正予算額：7.5億円】

停電に備え大容量化した蓄電池、発電機、ソーラーパネル等の設置、
ならびに伝送路断に備えた衛星回線等による通信の冗長化を図るため、
携帯電話基地局の強靭化対策に係る費用の一部を補助します。



<事業主体> 地方自治体、携帯電話事業者、インフラシェアリング事業者等
<対象地域> 全国。ただし、南海トラフ地震、首都直下地震において、緊急対策区域等に指定された自治体内の基地局を優先。
<補助対象>

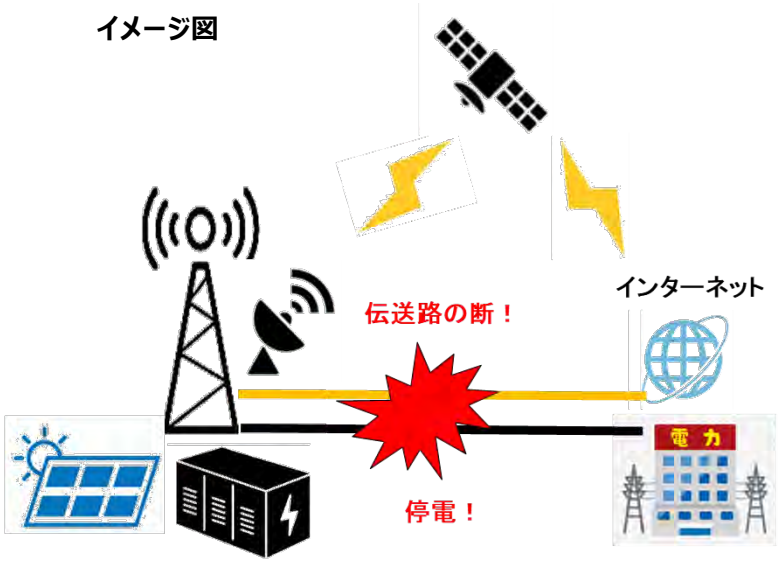
- 予備電源設備（ソーラパネル、蓄電池、発電機等）
- 予備回線設備（衛星回線設備、光ファイバー2ルート化等）
- ミリ波中継局（乗降客数が50万人を超えるターミナル駅周辺。補助率1/2）
- 予備送受信設備
- 上記設備の設置に係る設計費、施工費、付帯工事費等

<計画年度> 令和7年度～令和16年度
<補助率>

国※	地方自治体
3/4	1/4

※離島、山村、半島地域で実施する場合：国4/5、地方自治体1/5

イメージ図



<お問い合わせ先>　無線通信部　陸上第一課　　06-6942-8553

②　放送ネットワークの強靭化

国民生活に密着した情報や災害時情報の提供を確保するため、放送ネットワークの強靭化や民放ラジオの難聴対策を行う地方公共団体、放送事業者等を支援しています。

1. 事業の概要

地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業

【令和８年度予算額：１.6億円】

災害時の放送継続に向けた放送設備強化の支援

事業主体 地上基幹放送事業者、地方公共団体等

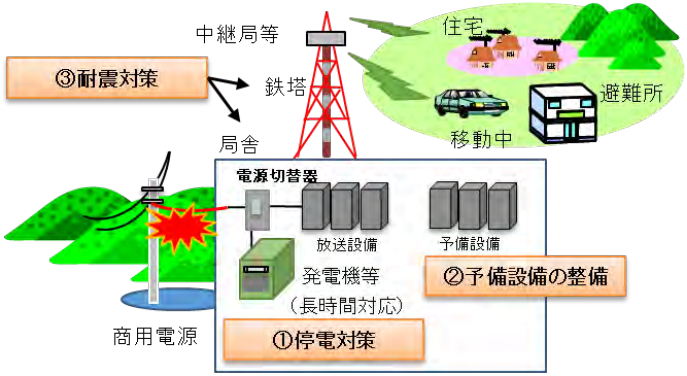
補助対象 停電対策、予備設備の整備、耐震対策（耐震工事経費のほか、耐震診断費、補強設計費）

補助率

国 1/2	地方公共団体 1/2
国 1/3	地上基幹放送事業者等 2/3

※受信障害対策用中継局に係る事業を実施する場合において、条件不利地域かつ財政力指数0.5以下の市町村は２/３を補助

※耐震対策においては、耐震診断は１/２、南海トラフ地震による大規模被害想定地域の中継局等の耐震工事は２/３を補助



民放ラジオ難聴解消支援事業

【令和８年度予算額：2.１億円】

ラジオの難聴解消を支援

事業主体 民間ラジオ放送事業者、地方公共団体等

補助対象 難聴対策としてのラジオ中継局整備

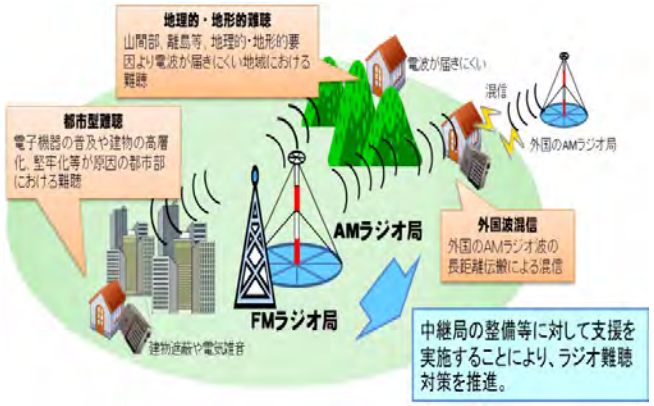
補助率

（地理的・地形的難聴、外国波混信）

国 2/3	事業主体 1/3

（都市型難聴）

国 1/2	事業主体 1/2



地上基幹放送ネットワーク整備事業

【令和８年度予算額：０.６億円】

放送インフラの災害対策・復旧支援

事業主体 地方公共団体及び地方公共団体の連携主体
第三セクター、地上基幹放送事業者等

補助対象

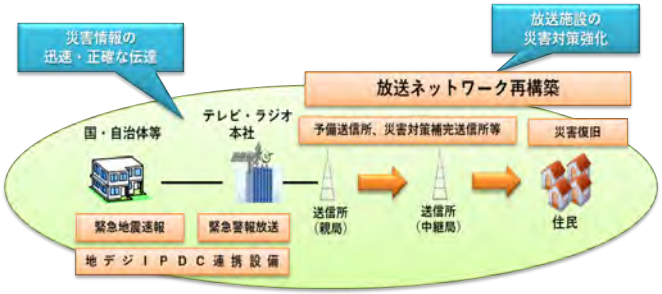
予備送信所設備等（予備送信所設備の整備）、災害対策補完送信所等（災害対策補完送信所の整備、送信所の移転）、送信所設備等の災害復旧（原則として親局・演奏所は除く）、放送ネットワーク再構築、緊急地震速報設備（緊急地震速報設備、緊急警報放送設備、緊急割込放送設備、地デジIPDC連携設備）

補助率

国 1/2	地方公共団体 1/2
国 1/3	地上基幹放送事業者等 2/3

※放送ネットワーク再構築事業において、条件不利地域（離島除く）は2/3、離島は3/4を補助

※災害復旧事業において、一般災害は1/2、離島及び激甚災害は2/3を補助



<お問い合わせ先>　放送部　放送課　06-6942-8566

2. 事業の実績

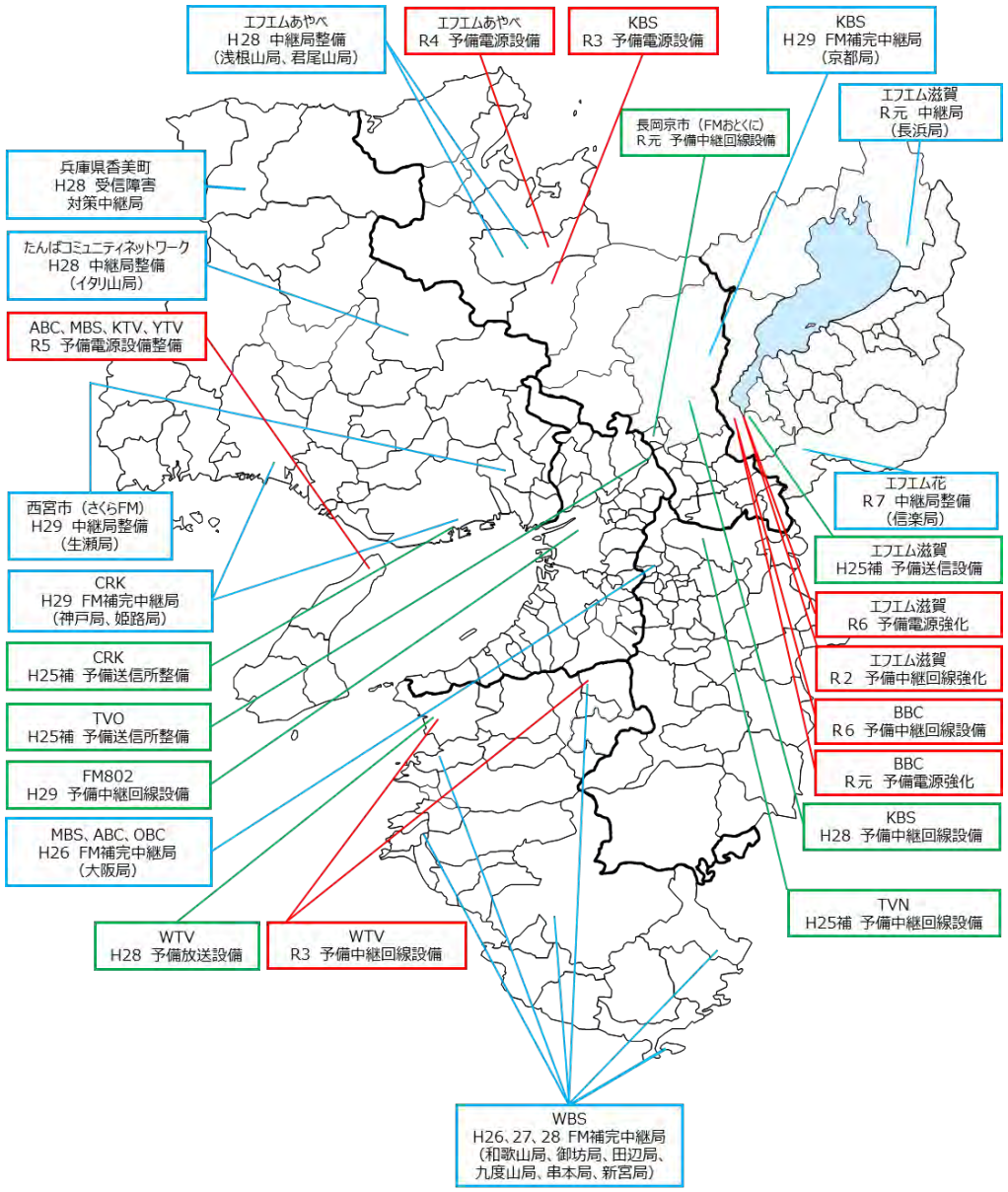
基幹放送事業者等による整備（国の補助事業を活用）

補助事業の凡例　（H、Rの後の数字は予算年度）

地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業

民放ラジオ難聴解消支援事業

地上基幹放送ネットワーク整備事業
[過去の補助事業（地域公共ネットワーク整備事業）含む]



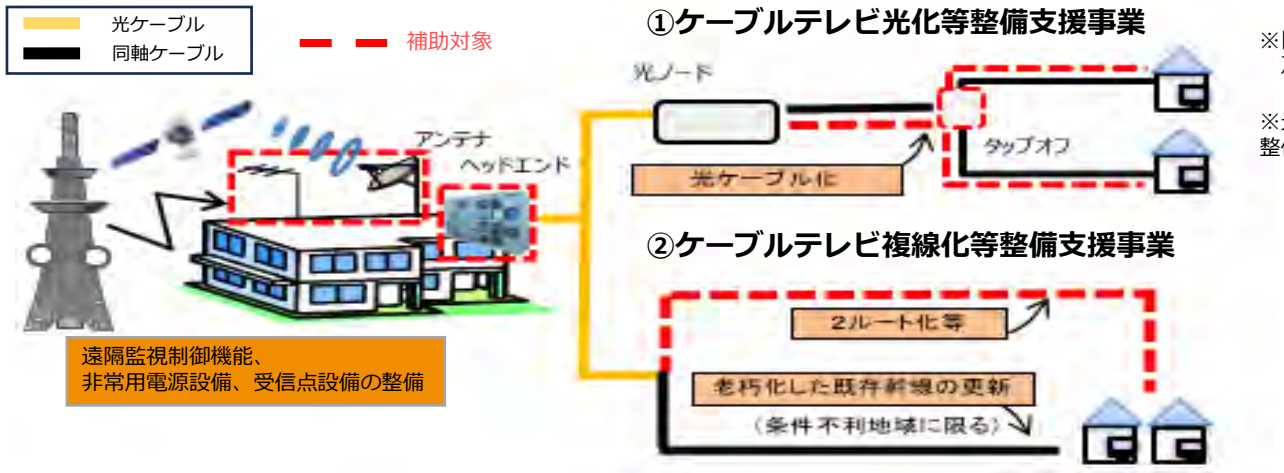
<お問い合わせ先>　放送部　放送課　06-6942-8566

③ ケーブルテレビネットワークの強靱化

国民生活に密着した情報や災害時情報の提供を確保するため、ケーブルテレビネットワークの強靱化を行う地方公共団体、ケーブルテレビ事業者等を支援しています。

1. 事業の概要

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業



【令和8年度予算額：8.5億円】
【令和7年度補正予算額19.2億円】

※旧「ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業」及び「地域ケーブルテレビネットワーク整備事業」

※光化された公設ネットワークの民設移行に伴う承継事業者による整備費用（放送設備及び一部伝送路設備）も対象

① ケーブルテレビ光化等整備支援事業 地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化等による耐災害性強化事業費の一部を補助	② ケーブルテレビ複線化等整備支援事業 ネットワークの２ルート化等(無線化を含む)・監視制御機能の強化等、条件不利地域における「２ルート化等と同時に行う」老朽化した既存幹線の更新について、費用の一部を補助

事業主体	①②市町村、第三セクター、承継事業者（※）又はこれらの連携主体 ※市町村、第三セクター又はこれらの連携主体から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者		
補助対象地域	① ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村（業務区域の市町村の数が10を超える者が行う事業にあっては、条件不利地域に限る）		
補助率	事業主体	条件不利地域以外	条件不利地域
	市町村	1/2　※財政力指数0.5超の自治体は1/3（光化等整備支援事業）	
	第三セクター	1/3	1/2
	市町村の承継事業者	1/3	2/3
	第三セクターの承継事業者	1/3	1/2

※上記事業主体のほか、それぞれの事業主体同士の連携主体としての申請も可能。

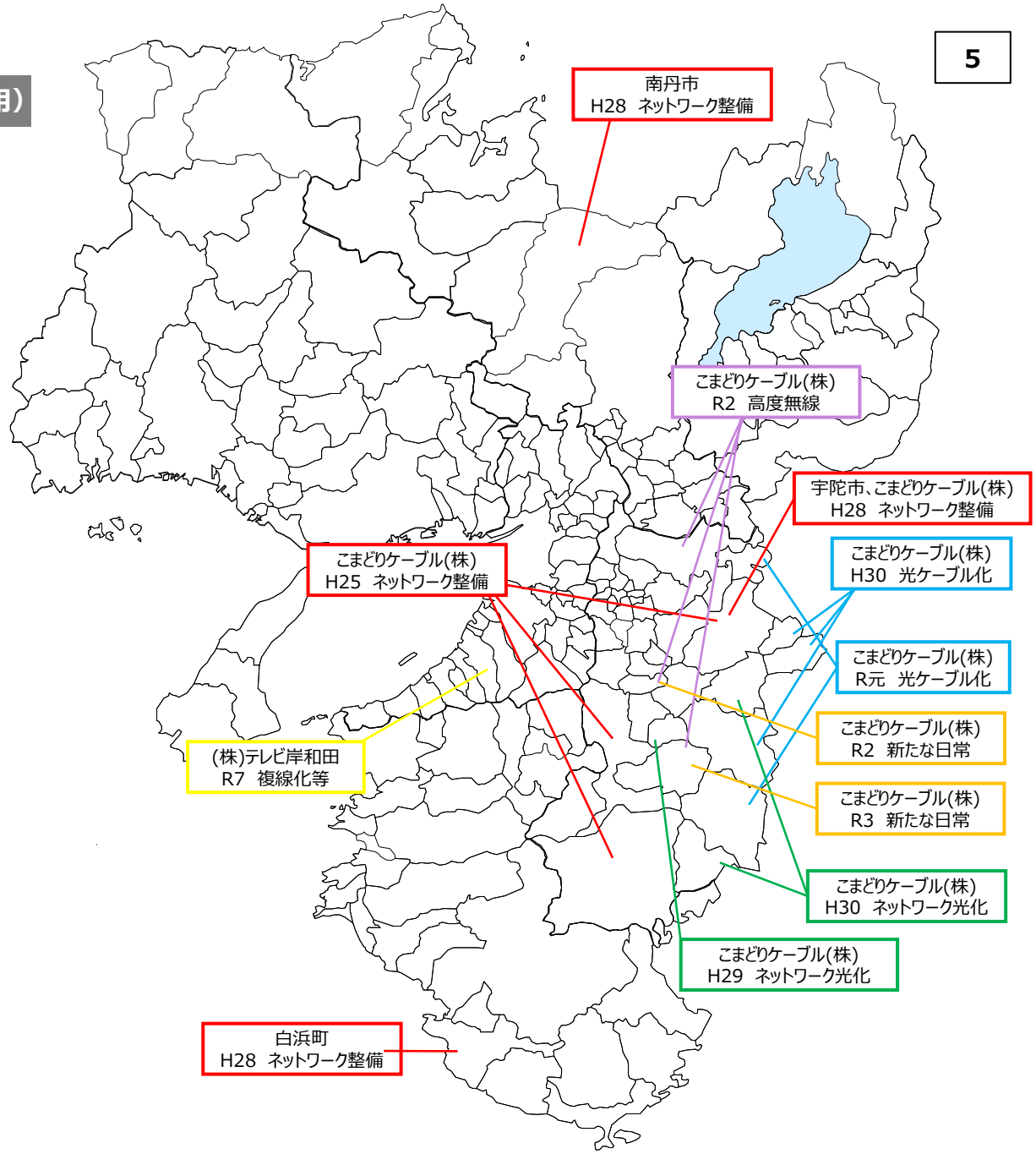
<お問い合わせ先>　放送部　有線放送課　06-6942-8571

2. 事業の実績

ケーブルテレビ事業者による整備（国の補助事業を活用）

補助事業の凡例　（H、Rの後の数字は予算年度）

- 地域ケーブルテレビネットワーク整備事業（H30～R6）
- ケーブルテレビネットワーク光化促進事業（H29～H30）
- ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業（H30～R2）
- 高度無線環境整備推進事業（H30～）
- 「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業（R2～R5）
- ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業（R6～）



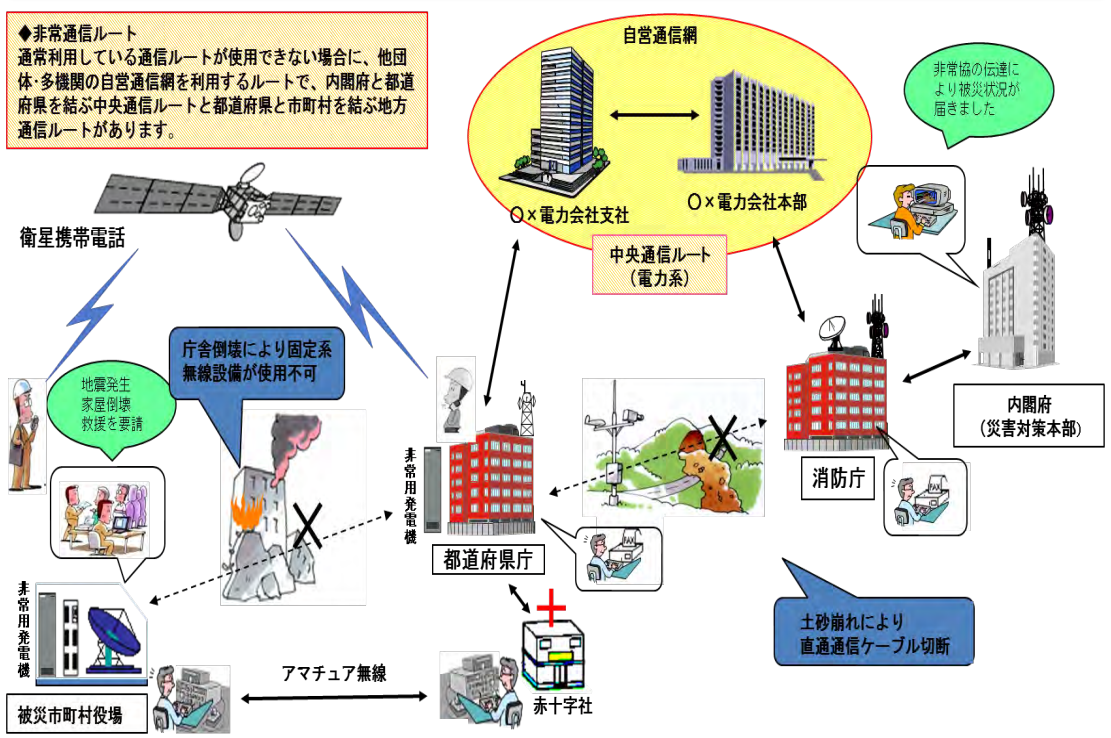
<お問い合わせ先>　放送部　有線放送課　06-6942-8571

①　近畿地方非常通信協議会と連携した非常通信ルートの確保

非常通信協議会は、昭和26年7月に電波法74条に基づく非常通信の円滑な運用を図ることを目的に設立され、防災基本計画及び国民の保護に関する基本指針にも規定されています。

近畿地方非常通信協議会は、昭和37年1月に設立され、127機関（地方公共団体、消防機関、放送、通信、鉄道等の公共事業者）で構成され、非常通信確保のため、非常通信ルートの設定・見直しや非常通信訓練などの活動を行っています。

非常通信ルート確保のイメージ



災害時の通信・情報伝達体制などの充実強化に係る財政措置（消防庁施策）

住民への災害情報伝達手段の多重化・強靱化

＜国費＞
- ✓ 市町村への通信技術に関する専門的な知見を有するアドバイザー派遣

＜緊急防災・減災事業債＞
- ✓ 防災行政無線のデジタル化、戸別受信機等の設置、代替整備防災行政無線等の機能強化、携帯電話網等を活用した情報伝達システム、災害情報伝達手段への一斉送信システムの整備

＜特別交付税措置＞
- ✓ 戸別受信機等の設置（貸与の場合）、庁舎側設備のソフト改修等

地域衛星通信ネットワークの第３世代システム等の一体的整備

＜緊急防災・減災事業債＞
- ✓ 地域衛星通信ネットワーク第３世代システムの整備

庁舎・消防庁舎等における衛星通信システムの整備

＜緊急防災・減災事業債＞
- ✓ 庁舎・消防庁舎における設置工事を伴う衛星通信システムの整備

＜特別交付税措置＞
- ✓ 災害現場等で用いる可搬型の衛星通信システム並びに消防本部による公共安全モバイルシステム及びIP無線アプリの整備

災害時に孤立するおそれのある地域における情報連絡体制の確保

＜緊急防災・減災事業債＞
- ✓ 指定避難所における避難者の生活環境改善のための衛星通信を使ったWi-Fi整備

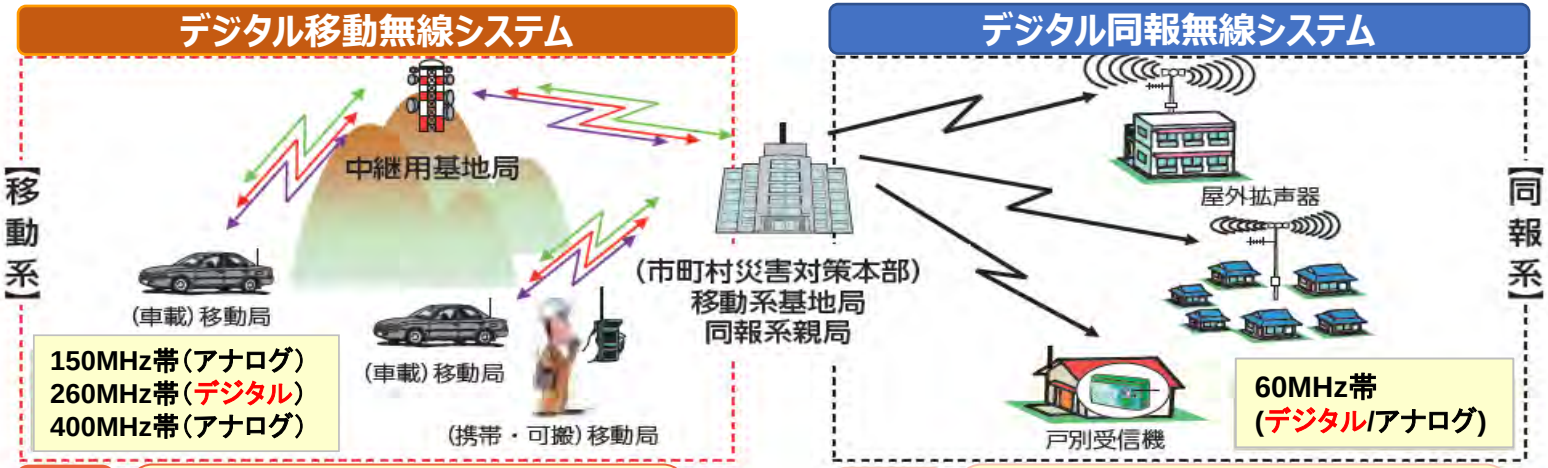
＜特別交付税措置＞
- ✓ 公共・公用施設における衛星電話の配備に係る経費

<お問い合わせ先>　無線通信部　陸上第二課　06-6942-8557

②　防災行政無線のデジタル化の推進

防災行政無線は、被災時に地方公共団体と住民、防災関係組織相互間の災害情報伝達の重要な手段となります。
デジタル方式の防災行政無線を導入することで、多チャンネル化や画像伝送等が可能となります。

デジタル防災行政無線のイメージ



特　徴

1. データ通信が可能
2. 携帯電話のような通話が可能（※）
3. 基地局エリア外で移動局間の複信通信が可能（※）
4. 統制局にて多様なネットワークと接続が可能（※）

※　低廉化デジタル方式を除く。

特　徴

1. データ通信が可能
2. 多チャンネル化が可能（※）
3. 市町村と関係施設の通信が可能
4. デジタル音声処理や次世代スピーカーとの組み合わせによる高品質な音声伝送が可能

地方公共団体における防災行政無線のデジタル化状況

（令和8年3月末現在）

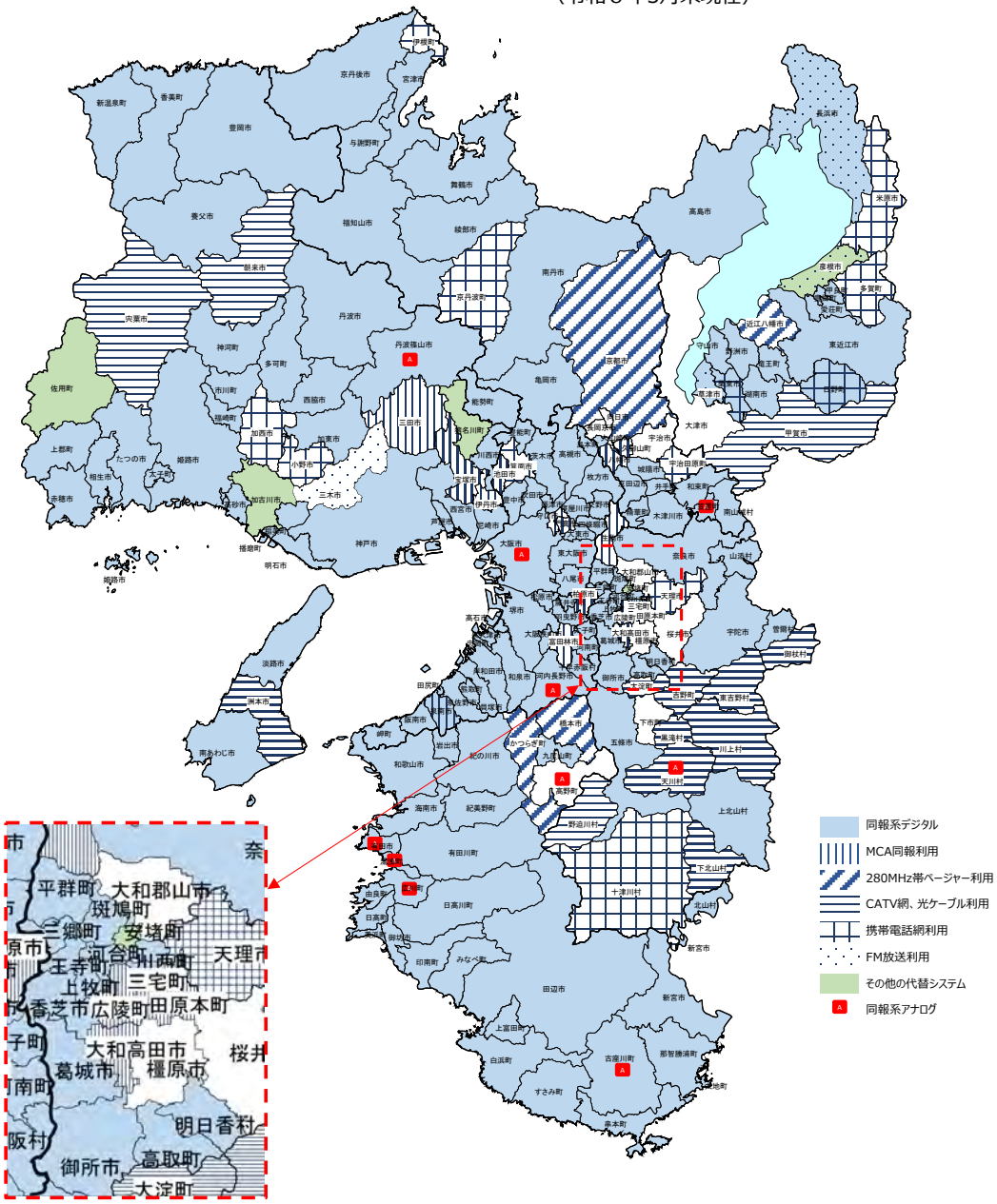
府県	自治体数	同報系防災行政無線等（住民伝達手段）整備数※1					移動系防災行政無線等整備数※1			
			デジタル同報系整備数	アナログ同報系整備数	MCA同報系利用整備数	その他代替システム整備数※2		デジタル移動系整備数	アナログ移動系整備数	MCA移動系利用整備数※3
滋賀県	19	18	12	0	0	6	7	4	1	3
京都府	26	23	17	1	2	4	14	8	2	5
大阪府	43	43	37	2	6	0	30	13	0	18
兵庫県	41	39	29	1	3	9	11	4	2	5
奈良県	39	34	19	1	4	11	22	11	5	8
和歌山県	30	30	27	5	0	2	24	6	18	0
管内合計	198	190	141	10	15	32	108	46	28	39

※1　複数の手段により整備している自治体もある。
※2　280MHz帯ページャー、CATV網、光ケーブル、携帯電話網、FM放送、その他の代替システム。
※3　府県による利用を除く。

<お問い合わせ先>　無線通信部　陸上第二課　06-6942-8558

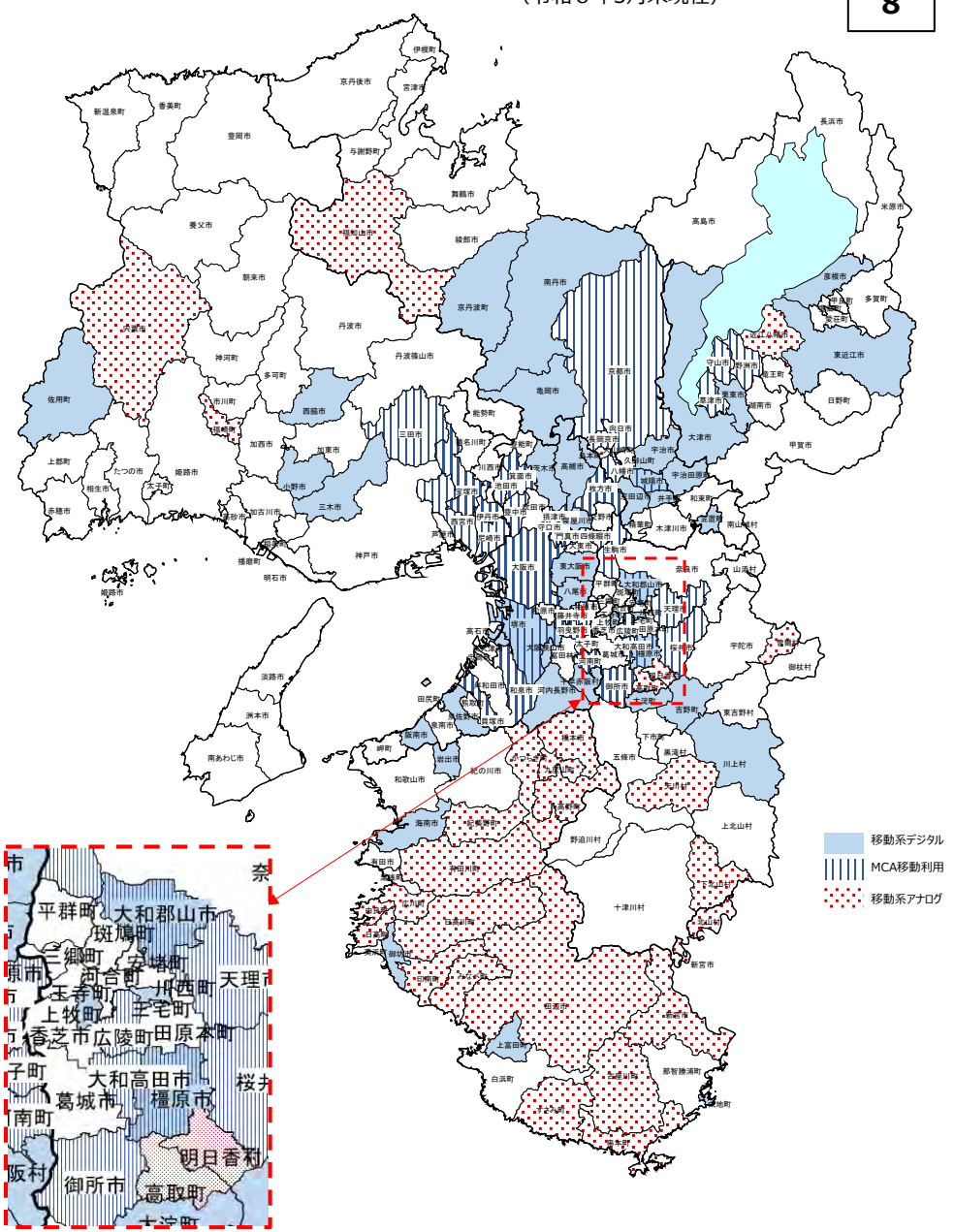
同報系防災行政無線等の整備状況

（令和８年3月末現在）



移動系防災行政無線等の整備状況

（令和８年3月末現在）



<お問い合わせ先>　無線通信部　陸上第二課　06-6942-8558

③　災害時における支援機材を活用したプッシュ型支援の強化

災害発生時には、被災自治体へのリエゾン*の派遣を行うとともに、災害対策用移動通信機器（衛星携帯電話、衛星インターネット、簡易無線機）、MCA、公共ブロードバンド移動通信システム（公共BB）、公共安全モバイルシステム、可搬型発電機、蓄電池、移動電源車及び臨時災害放送局用設備の搬送・貸与をプッシュ型を含め実施し、情報伝達に必要な通信手段の確保を支援します。　*災害発生時に現地災害対策本部等において、関係機関との連絡・調整を通じ災害情報収集や災害対策の支援を行う要員。

通信機器の支援イメージ



災害対策用支援機器

令和８年4月1日現在

	衛星携帯電話 通常の携帯電話では通話が困難な地域での利用が可能	簡易無線機 1km～5km程度の通話が可能	簡易無線機 （IP無線機能付） 携帯電話網を利用したIP無線 通話も可能	MCA無線機 中継局から半径30km程度の通信が可能	公共ブロードバンド移動通信システム 災害等の現場における映像伝送が可能
近畿	8台	45台	6台	10台	4式
全国	280台	900台	95台	179台	11式

	公共安全モバイルシステム 公共安全関係機関向けの無線システム	衛星インターネット 携帯電話が使えない場所でWi-Fiを多人数で使用	可搬型発電機 通信機器の電源供給や充電に使用	可搬型蓄電池 通信機器の電源供給や充電で使用	移動電源車 無線機や携帯電話の充電に使用
近畿	4台	6台	4台	7台	1台
全国	1000台	100台	36台	78台	3台

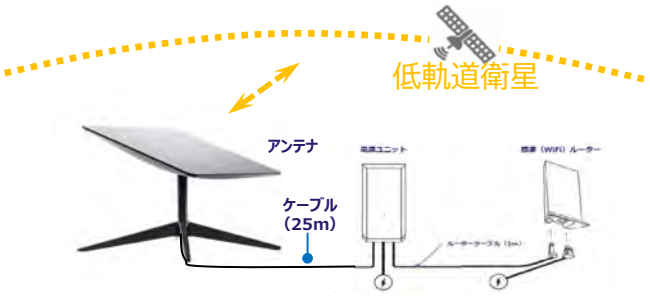
災害発生時の貸与実績（近畿総合通信局対応の代表例）

令和８年７月　熊本地震	**九州総合通信局経由で熊本県内の自治体へ貸与** 衛星インターネット　１台　（その他、衛星インターネット１台、可搬型蓄電池2台を九州総合通信局に貸与） **【参考：総務省全体での貸与実績】** 衛星インターネット 27台、可搬型蓄電池 23台、公共モバイルシステム 50台、簡易無線機 8台
令和６年１月　能登半島地震	**北陸総合通信局経由で石川県内自治体へ貸与** 衛星携帯電話　9台（派遣応援自治体貸与4台含む）、簡易無線機　20台、MCA無線機　4台 ICTユニット　3台、公共ブロードバンドシステム　2式、移動電源車　1台、可搬型発電機（LPG）2台 **【参考：総務省全体での貸与実績】** 衛星携帯電話 100台、簡易無線機 200台、MCA無線機 24台、公共モバイルシステム 453台、衛星インターネット 9台　等
平成30年9月　台風21号	**大阪府和泉市、大阪府岸和田市、大阪府貝塚市、和歌山県有田川町**　移動電源車　1台 **和歌山県**　衛星携帯電話 13台
平成30年7月　豪雨	**兵庫県宍粟市**　衛星携帯電話 3台、簡易無線機　6台

<お問い合わせ先>　防災対策推進室　06-6942-8504

衛星インターネット（スターリンク）

多数の低軌道衛星を活用した通信システムで、大容量かつ低遅延の通信が可能です。
携帯電話が利用できない場所においても、多人数がWi-Fiを利用できる通信環境を確保できるほか、地上の通信インフラに依存しないため、災害時等の通信手段として有効です。



公共安全モバイルシステム

携帯電話技術を活用した公共機関向けの通信システムです。平時は携帯電話として利用でき、災害発生時等には機関内外の連絡や情報共有に活用できます。
市販のスマートフォンで2社以上の携帯電話網を利用できるほか、災害時等にも通信を確保しやすいネットワーク構成を採用しており、高い通信安定性とコストの低減を実現しています。



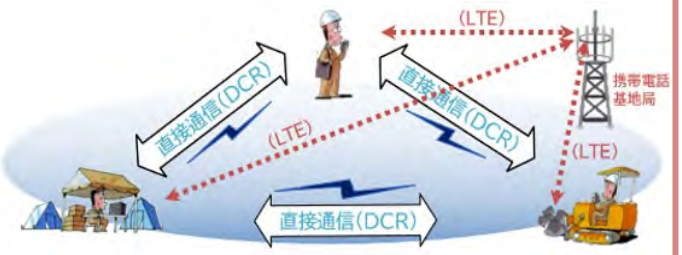
簡易無線機（トランシーバー）

端末同士で直接通信を行うことができ、数百m～数km程度の音声通信が可能です。



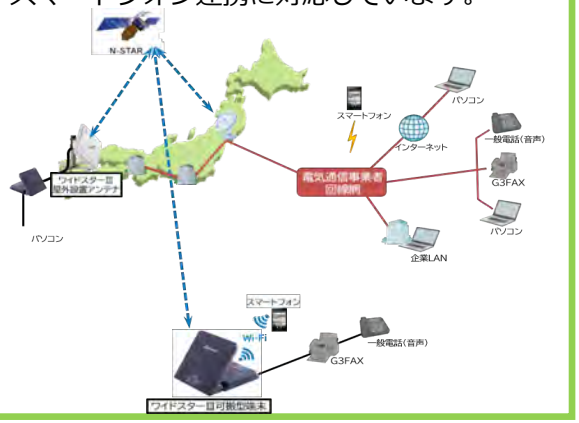
IP無線機能付きの場合は、
携帯電話回線を利用して、
同種の無線機との長距離通信が可能です。





衛星携帯電話（ワイドスターⅢ 等）

静止衛星を利用した衛星電話システムです。高速データ通信に加え、通話と通信の同時利用、SMS、Wi-Fi、スマートフォン連携に対応しています。



公共ブロードバンド移動通信システム

VHF帯（200MHz帯）を利用した無線映像伝送システムです。災害現場などにおいて、陸上・海上間で確実かつ機動的な映像伝送が可能です。



移動電源車・発電機

避難所等における電源供給が可能です。
（継続的な運用にはガソリン等の補給が必要です。）

移動電源車
(大容量バッテリー)



可搬型発電機
(LPG・ガソリン)


LPGエンジン式
発電機
＋

ＬＰガスボンベ


ガソリンエンジン式
発電機
＋

連続給油タンク

④　臨時災害放送局の円滑な開設に向けた地方公共団体等への支援

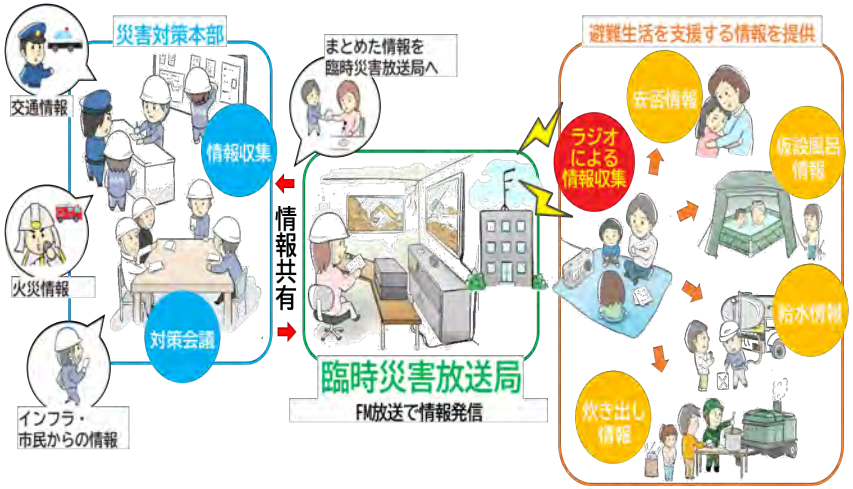
被災地で求められる住民への災害情報伝達手段として、地方公共団体等による臨時災害放送局の開設は効果的であり、災害発生時には当局が所有する設備を無償で貸し出します。
また、平時には臨時災害放送局の開設を想定した、地方公共団体等による設置・運用訓練を支援するとともに、臨時災害放送局で使用する周波数の選定など開設のために必要な準備を進めています。

臨時災害放送局とは

災害発生時に、被災地の地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのＦＭラジオ放送局のこと。

開設の際には「臨機の措置」として電話（口頭）により申請し、免許を受けることができます。

阪神・淡路大震災の経験等を踏まえて平成7年2月に制度化し、その際には兵庫県が開設しました。また、その後、近畿管内では平成26年9月の丹波豪雨災害において、兵庫県丹波市が開設しました。



「臨時災害放送局用設備（FM放送）」の貸出等

臨時災害放送局用設備は災害発生時に必要な自治体に対して無償で貸し出します。

貸出設備：近畿2台　全国22台

「臨時災害放送局用設備（ＦＭ放送）」の概要


送信部・音声調整装置


アンテナ部

«送信部・音声調整装置の仕様»

	送信部諸元(超短波帯(FM)送信機)
外形重量	幅540mm 高320mm 奥行660mm 重量30kg以下
送信可能周波数	76.1MHz～94.9MHz
送信出力	10W～100W
空中線系	ダイポールアンテナ、3素子八木アンテナ 伸縮マスト(1.3m～4.7m)、同軸ケーブル20m×2 ダミー抵抗等

	音声調整装置諸元
外形重量	幅540mm 高320mm 奥行660mm 重量30kg以下
音声ミキサ	(音声リミッタ付)CDプレーヤー、 USBポート、6chミキシング入力端子
付属装置	マイクロフォン(スタンド付)、ヘッドフォン等

<お問い合わせ先>　放送部　放送課　06-6942-8566

⑤　臨時災害放送局の開局に向けた可聴域調査の実施

既存コミュニティFMがカバーしておらず、かつ、FM周波数事情が緩やかな地域にあり、災害発生時に臨時災害放送局の開設が見込まれる地方公共団体の周波数割当ての検討作業及び活用促進を行います。検討結果や地方公共団体の意向を踏まえて、実地調査が可能な地方公共団体からフィールド調査を進めています。

また、周辺周波数事情の変化に合わせ、調査済地域のブラッシュアップも引き続き行います。

事前検討結果に基づき、現地の複数地点で実験試験局による電波伝搬調査を実施。出力を変化させたり指向特性の異なるアンテナ等を用いて効率的な伝搬方法を調査します。

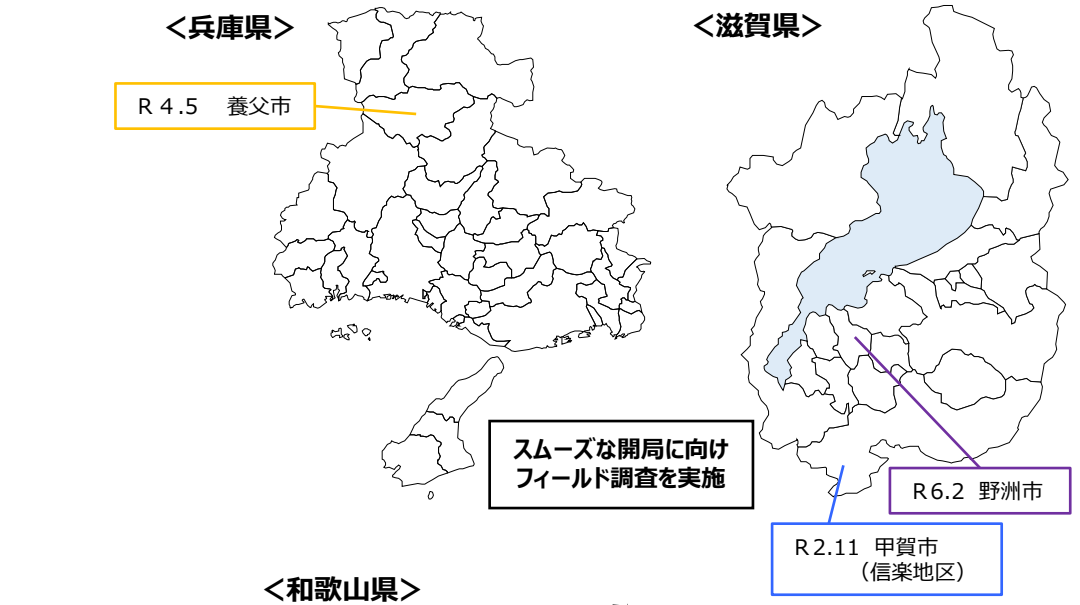




調査、検証結果等について自治体と共有

実地調査の実績

令和元年度　2年度　3年度　4年度　5年度　6年度　7年度



<お問い合わせ先>　放送部　放送課　06-6942-8566

①　災害時に備えた関係機関との連携強化

能登半島地震や奥能登豪雨の教訓を踏まえた孤立集落対策や切迫する南海トラフ地震への対応のため、協同訓練等を通じ、陸上自衛隊、海上保安庁及び高速道路会社(西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)) 等の関係機関との連携強化を進めています。
また、発災時の迅速・円滑な災害対策用移動通信機器の運用ができるよう、自治体への機器搬送や操作習熟訓練を実施しています。

関係機関との協定・訓練

陸上自衛隊第三師団との協力（空路搬送）

「災害時等の相互協力に関する協定」（令和2年3月）に基づき、相互協力に資する情報交換や孤立地域への支援機器搬送の定期訓練を通じ、災害対処能力の向上を図っています。
令和8年１月及び７月に、地上の搬送ルートが大規模途絶した場合を想定し、空路による人員及び通信機材の搬送を円滑に行うための積載・卸下訓練を行いました。



空路搬送訓練の様子

第八管区海上保安本部との協力（海路搬送）

京都府及び兵庫県の北部沿岸地域への地上搬送ルートが途絶した場合を想定した、海路による人員及び通信機材の搬送協力文書（令和6年2月）に基づき、令和6年10月に宮津港から京都府伊根町までの巡視艇による協同の海路搬送訓練を行いました（関西電力グループとも合同で実施）。令和7年度には、振り返り会合を行い（令和8年2月）、円滑な搬送訓練に向けた意見を交わしました。

令和8年度、これまでの訓練や振り返り等も踏まえて、参加機関協同で情報連絡訓練と実動訓練を実施しました（令和8年10月）。


巡視艇への通信機器積込み(R6)


通信機器の積下ろし模様(R8)

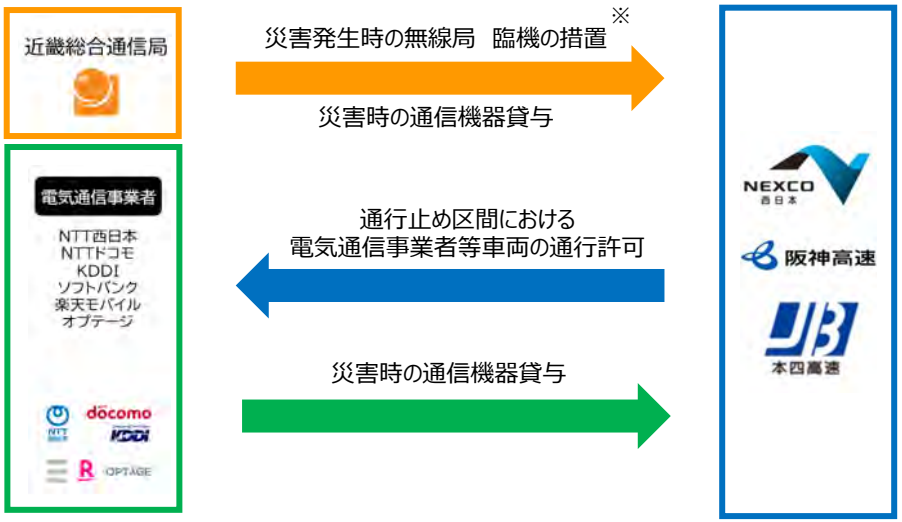

振り返り会合の様子(R7)


情報連絡訓練の様子(R8)

<お問い合わせ先>　防災対策推進室　06-6942-8504

高速道路事業者との協力（陸路搬送）

災害時における通信の確保のため円滑な相互連携を図ることを目的として、高速道路事業者との協定を締結しています。



※ 非常災害時における重要通信の疎通の確保を図るため、無線局の開設、周波数等の指定変更、無線設備の設置場所等の変更に必要な手続きを、電話等の迅速な方法により行う特例措置のことです。

西日本高速道路株式会社（NEXCO西日本）：令和5年2月 締結
阪神高速道路株式会社：令和7年10月 締結
本州四国連絡高速道路株式会社：令和8年3月 締結

通行止め区間での緊急通行訓練



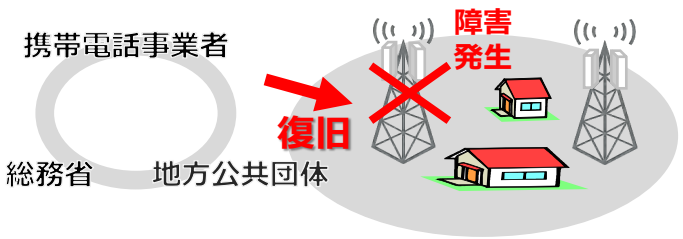
高速道路本線通行訓練の様子

高速道路事業者が管理する高速道路の通行止め区間等を想定し、陸路搬送の確保を目的として、高速道路を活用した電気通信事業者車両の実動訓練を定期的に実施しています。

電気通信事業者との連携

災害発生時には、家族や勤務先との安否確認や連絡手段として、携帯電話などの電気通信は極めて重要です。
近畿総合通信局では、災害時における通信サービス確保のため、電気通信事業者との間で「災害時における通信サービスの確保に関する近畿地方連絡会」の体制を整備しています。
平素から連絡会を開催し、災害時の対応体制について相互に確認するとともに、地域の実情に即した適切な対応が可能となるよう、連携強化を図っています。

連携した携帯電話サービスの早期復旧



【災害時における通信サービスの確保に関する近畿地方連絡会による対応事項】

- **すべての携帯電話が使えなくなった地域を優先して復旧**
  いずれの携帯電話事業者のサービスも使えなくなった地域について、近畿総合通信局と各事業者が話し合い、担当を分担して優先的に復旧
- **避難所でのフリーWi-Fiの提供**
  通信を先に復旧した携帯電話事業者が、避難所で無料のWi-Fiを提供し、避難者の連絡手段を確保
- **通信機器の地方公共団体への貸出し**
  携帯電話事業者と協力し、通信機器を地方公共団体に貸出し

<お問い合わせ先>　防災対策推進室　06-6942-8504　　情報通信部　電気通信事業課　06-6942-8518（電気通信事業者との連携）

地方公共団体との共同訓練（令和7年度）

地方公共団体との共同訓練において、災害対策用支援機器（衛星携帯電話、簡易無線機、衛星インターネット（スターリンク）、移動電源車等）の搬入・設営・運用を実施し、災害時に備えた通信確保の体制強化を図っています。
また、地方公共団体主催の災害対策本部運営訓練に参加し、発災後の通信・放送インフラの復旧支援に当たる近畿総合通信局職員の練度向上に取り組んでいます。

⑴ 奈良県野迫川村及び和歌山県太地町における通信確保訓練

令和7年7月に奈良県野迫川村役場及び令和8年1月に和歌山県太地町役場に災害対策用支援機器（スターリンク）を引き渡したのち、機器設営及びスターリンク衛星を介したインターネット接続による通信確保訓練を行いました。

【野迫川村】





【太地町】



機器搬送の様子


通信訓練の様子

⑵ 兵庫県洲本市における災害対策支援機器等操作体験

令和７年11月に洲本市中川原地区の避難訓練実施に合わせ、住民を対象とした電波教室を開催。電波の基本的な仕組みを理解したうえで簡易無線機の実機を用いた通信を体験していただきました。
また、スターリンクについても実機を設置・紹介し、停電で携帯電話が通じなくなった場合でも、避難所で衛星経由でインターネットに接続が可能なことを体験していただきました。



操作体験会場の様子

⑶ 奈良県三宅町におけるスターリンク設置訓練

令和7年10月、奈良県総合防災訓練において、避難所訓練を三宅町で実施。役場職員及び奈良県防災士会がスターリンクを避難所に設置し、インターネット接続環境を確保しました。



設置訓練会場の様子

⑷奈良県におけるリエゾン派遣訓練

令和7年10月、奈良県総合防災訓練・緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練において、災害対策本部運営訓練の通信・放送インフラに関する災害対応要員（リエゾン）として通信・放送事業者と共に参加し、早期復旧に係る対応力強化を図りました。



災害対策本部運営訓練の様子

<お問い合わせ先> 防災対策推進室 06-6942-8504

①　防災・減災に関する周知・啓発活動

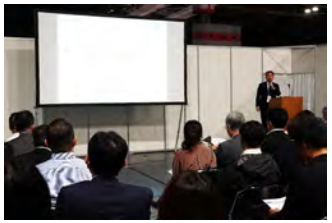
災害時の避難情報や支援情報を確実に伝達するための有効な手段について、今後の防災・減災のための取組に関する参考となることを目的に、「防犯防災総合展2026」において当局職員による講演等を行いました。
また、各地方公共団体が実施する防災訓練の機会を利用し、災害時における当局の支援施策を紹介しています。

防犯防災総合展2026における講演・ブース展示

令和８年4月15日～17日 @大阪市

【講演】
近年の災害の多様化、激甚化、頻発化や南海トラフ地震の切迫性の高まりを踏まえ、災害時における情報伝達手段の確保に向けた取組として、関係機関との協同防災訓練の実施等、当局の具体的な連携強化の取組を紹介しました。

【展示ブース】
非常災害時に地方公共団体等へ無償貸出しを行う通信機器等について、実機およびパネル展を行いました。
・衛星インターネット（スターリンク）
・衛星携帯電話
・デジタル簡易無線機
・可搬型発電機　※
・移動電源車　※
・臨時災害放送局　※　　※パネル展示


講演の様子


ブース展示の様子

地方公共団体主催の防災訓練での周知

兵庫県姫路市で開催された令和7年度兵庫県・播磨広域合同防災訓練（令和7年11月9日）等で衛星インターネット（スターリンク）等に関する展示ブースを出展し、多数の来場者に災害時における総務省の支援の取組を紹介しました。




スターリンク展開説明模様

①　デジタル実装の好事例創出

人口減少・少子高齢化や経済構造変化等が進行する中、持続可能な地域社会を形成するには、デジタル技術の実装（地域社会ＤＸ）を通じた省力化・地域活性化等による地域社会課題の解決が重要であり、地域のデジタル変革を総合的に支援します。

地域社会DX推進パッケージ事業

【令和8年度予算額：0.99億円】
【令和7年度補正予算額：129.3億円】

【事業の概要】
地域社会DXを加速させ、強い地方経済の実現などにも貢献するため、デジタル人材/体制の確保支援、AI・自動運転等の先進的ソリューションや先進的通信システムの実証支援、地域の通信インフラ等整備の補助等の総合的な施策を通じて、デジタル実装の好事例を創出するとともに、効果的・効率的な情報発信・共有等を実施することで、全国における早期実用化を促進します。

好事例の創出・実用化

③地域のデジタル基盤の整備支援（補助）　（☞P21）

デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な通信インフラなどの整備を支援

②先進的ソリューションの実用化支援（実証）　（☞P20）

先進的通信システム活用タイプ
衛星通信や光電融合技術をはじめとする新しい通信技術などを活用した先進的なソリューションの実用化に向けた実証

AI・自動運転検証タイプ
地域の通信システムを活用した、AI・自動運転等の先進的なソリューションの実証

①デジタル人材／体制の確保支援　（☞P18～19）

1.計画策定支援　デジタル実装に必要となる地域課題の整理、導入・運用計画の策定に対する専門家による助言
2.推進体制構築支援　都道府県を中心とした持続可能な地域のＤＸ推進体制の構築を支援
3.地域情報化アドバイザー　地域情報化アドバイザーによる人材の育成・供給を支援

<お問い合わせ先>　情報通信部　情報通信振興課　06-6942-8521

【①デジタル人材/体制の確保支援】 ※支援先団体の**費用負担はありません。**

①-１ 計画策定支援

地方公共団体内における**予算要求**、P20・21に記載の②実証事業や③補助事業を含む**国の支援への申請・提案**等にも活用できるような**計画書の作成**、デジタル技術の導入に向けた第一歩となる**地域課題の洗い出しや整理**を図るための支援

＜対象＞　地方公共団体など

※　財政力指数１以上の地方公共団体及びその地域内で取組を実施しようとする団体などは本支援の対象外。
※　地域課題の解決に資する取組を実施するための計画策定が支援対象。
※　地方公共団体以外については、地方公共団体が出資する法人又は非営利法人による応募に限る。

＜支援期間＞　１団体当たり5ヶ月程度

＜内容＞　専門家（コンサルタント等）による**伴走型支援**

原則オンラインで 10-15 回程度（延べ８時間以上）のミーティングを実施。適宜メール又は電話による相談も可能。
支援期間中に 2 回程度、現地訪問を実施





実施団体（令和8年度）

大阪府堺市　　奈良県
京都府亀岡市　　奈良県明日香村

①-2 推進体制構築支援

専門家等を地方公共団体に派遣し、**地域課題の洗い出しや深掘り、整理**を実施した上で、**具体的な進め方を提案**し、**地域DX推進体制の構築**まで伴走支援します。

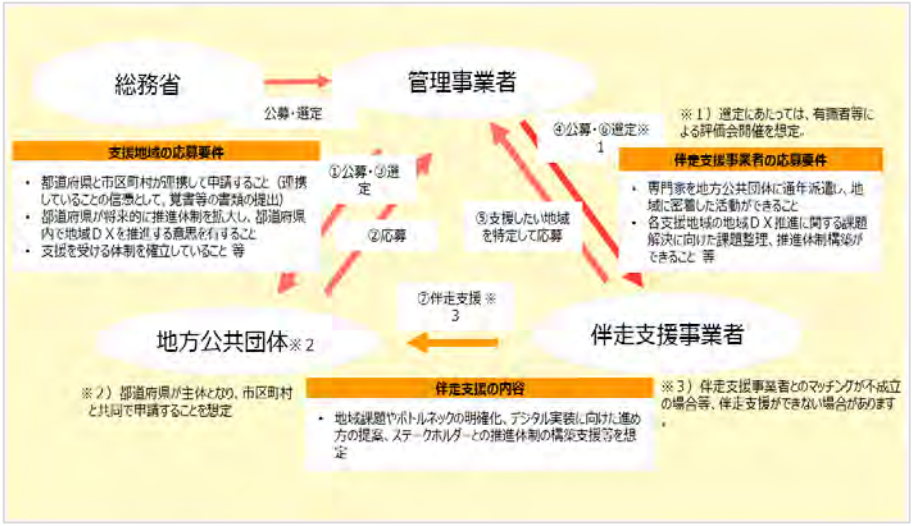
＜対象と申請要件＞　都道府県が**管内の1市区町村以上**と連携して申請。

＜支援期間＞　通年

＜内容＞　伴走型支援事業者（常駐）による通年派遣支援
地域課題やボトルネックの明確化、デジタル実装に向けた進め方の提案、ステークホルダーとの推進体制の構築支援等を想定

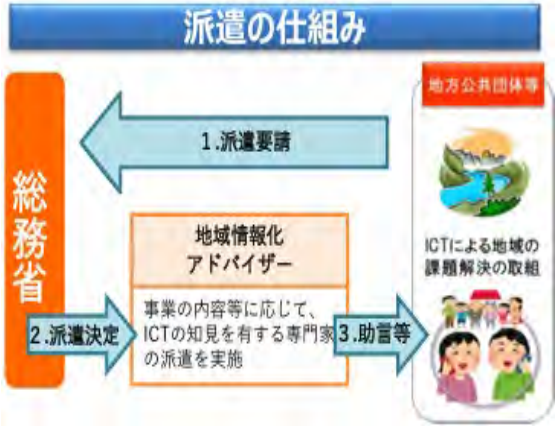
実施団体（令和8年度）

京都府（2市1町1県）



①-3 地域情報化アドバイザー派遣制度

地域が抱える様々な課題を解決するため、ICTを利活用した取組を検討する地方公共団体等からの求めに応じ、
専門家の旅費・謝金に係る申請者のご負担ゼロでICTの知見等を有する総務省認定の「地域情報化アドバイザー」を派遣し、ICT利活用に関して助言等



＜派遣対象＞

地方公共団体、NPO・大学・商工会議所等、地場企業等

※ 地方公共団体以外の団体(NPO・大学・商工会議所等)は総合通信局・地方公共団体の推薦が必要

※ 地場企業等が申請する場合は、地方公共団体からの推薦に加え、地方公共団体等と共同で事業を実施していることが要件

＜派遣期間＞

1件の申請につき、**合計21時間（１日最大７時間）**の範囲内

算出方法：（現地派遣日数×７時間）＋（オンライン会議の合計支援時間）＝21時間以内



＜近畿管内の主な派遣例（令和7年度）＞

・情報セキュリティーポリシー策定・改定・監査に向けた助言（川西市、、箕面市他）

・DX推進のための機運の醸成・DXに関する知識習得・研修・育成（山添村、大淀町、丹波篠山市他）

・ＡＩ活用の推進（奈良市、高槻市）

・ICT関連予算査定事業への助言 (西宮市)

【②先進的ソリューションの実用化支援（実証）】

＜実施主体＞地方公共団体、企業・団体 など

②-１ 先進的通信システム活用タイプ

衛星通信やオール光ネットワークをはじめとする新しい通信技術を活用した社会実証を支援

a)全国の各地域が共通に抱える地域課題の解決に資する先進的なソリューション

b)特に地域の人材不足に起因する課題解決のための、地場企業の事業活動の効率化・合理化に資する先進的なソリューション

②-２ 地域共有型エッジAI実証タイプ

AIを活用した地域の課題解決のユースケースを創出し、地域通信の効率化・最適化を促進するため、「地域共有型エッジAI」基盤を活用したAI導入モデルの実証を実施

②-３ 自動運転レベル4検証タイプ

地域限定型の無人自動運転移動サービス（限定地域レベル４）の実装・横展開に当たって課題となる遠隔監視システムその他の安全な自動運転のために必要な通信システムの信頼性確保等に関する検証を実施

近畿管内における活用例（令和7年度）

Wi-Fi HaLow×Starlink×AI・IoT・Roboticsを活用した広範な農園における自動収穫・運搬及び遠隔モニタリングによる桑園管理ソリューション実証

【代表機関】株式会社細尾

【主たる実施地域】京都府与謝野町



【③補助事業】

デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な通信インフラなど（ Wi-Fi、LPWA、ローカル５Gなど）の整備費用を補助

＜実施主体＞

地方公共団体、企業・団体など

企業・団体などが実施主体となる場合には、採択候補先に決定後、補助金交付申請までの間に、
地方公共団体を１以上含むコンソーシアムを形成していることが要件

＜補助対象＞ ※1

① **無線ネットワーク設備**

② ①に接続する**ソリューション機器**

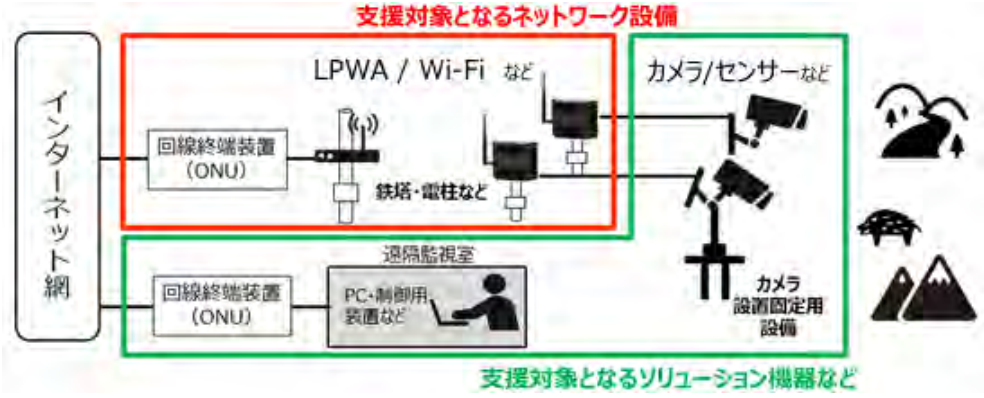
これらと不可分な設備・機器・ソフトウェア ※2

※1 地域課題の解決のために、①と②を組み合わせたシステムを整備することが要件（インターネット接続サービスの提供やソリューション機器のみの整備は非該当）。

※2 **通信装置レンタル料やクラウドサービス利用料については、複数年度を一括して事業整備年度に費用計上及び支払い完了できる場合に限り、**
5 か年分を上限として補助対象とします。

＜補助率＞ 補助対象経費の **1/2**

＜補助対象のイメージ＞



近畿管内における活用例（令和8年度）

LPWAを活用した土木インフラ監視システムの構築事業

【実施団体】日本工営（株）
舞鶴市における道路冠水や積雪、強風等への対応が現地確認に依存しているという課題に対し、LPWAを活用した観測情報のリアルタイム収集と既存システムとの連携により、判断・指示の迅速化と市民への的確な情報提供を実現する

LPWAを活用した農林業DXと住民の安心・安全なネットワーク構築事業

【実施団体】京都府京丹波町
町内を広くカバーできる長距離通信ＬＰＷＡを用いた自営の広域通信インフラを構築。この通信網を基盤とし、林業分野における安全管理システム、防災・減災環境モニタリング、野生鳥獣捕獲通知システムを導入することで、地域の安全・安心・便利を同時に実現する。

近畿管内における活用例（令和7年度）

世界遺産登録に向けた観光活性・史跡保全推進事業

【実施団体】奈良県明日香村
観光データを活用した地域の魅力発信、観光客の動向把握による文化財や住環境の保護、訪日外国人を含めた観光客が被災した際の通信手段の確保等



②　地域連携の推進

地方公共団体がDXを推進していくうえで直面する様々な課題に対応するため、地方公共団体と大学等の連携を促進するとともに、実務を担う担当者を支援するための場を提供しています。

関西官学連携推進ポータル

大学との連携を検討している地方公共団体向けに、大学の地域連携に係る取組や連絡先、地域課題の解決に向けた大学と地方公共団体の連携事例等に関する情報を集約・発信し、大学と地方公共団体との連携を推進していきます。

近畿圏内の24大学１高専1機構が、本取組に参加しています。

（令和8年6月現在）



【参加大学（HP掲載順）】

滋賀大学　滋賀県立大学　京都大学　京都工芸繊維大学
福知山公立大学　京都女子大学　京都橘大学　京都ノートルダム女子大学
RITSUMEIKAN　RYUKOKU UNIVERSITY　京都精華大学　舞鶴工業高等専門学校
大阪大学　大阪公立大学　大阪産業大学　近畿大学
兵庫県立大学　神戸松蔭大学　関西学院大学
神戸女学院大学　奈良国立大学機構　奈良教育大学　奈良女子大学　奈良先端科学技術大学院大学　和歌山大学

関西官学連携推進ポータル

詳細はこちらから

自治体CIO/CIO補佐官などキーパーソンたちがつながる場

情報通信部門のキーパーソンの方々が、悩みごとの相談や知見の共有など気軽に情報交換できる横のつながりをつくることを目的に、交流イベントを開催しています。





セミナー・交流会の様子



自治体担当者がつながる場

地域のDXを推進する担当者が集まり、意見交換することで、自治体の垣根を越えて担当者間で相談できる関係性を構築することを目的に開催しています。





意見交換会の様子



<お問い合わせ先>　情報通信部　情報通信連携推進課　06-6942-8546（関西官学連携推進ポータル）　　情報通信部　情報通信振興課　06-6942-8521（つながる場）

③　DX推進の機運醸成

近畿地方におけるDXの先進事例をイベント等を通じて積極的に発信し、地域全体のDX推進の機運醸成を図ります。

つながるDXフェア

令和8年1月15日、姫路市において、姫路市、近畿情報通信協議会及び一般財団法人全国地域情報化推進協会等と連携し、子育て・教育分野におけるICT活用をテーマとした「つながるDXフェア」を開催しました。

ICTによる子育て・教育の質の向上や負担軽減を図り、先行事例の共有により地域の活性化につなげることを目的として、専門家によるセミナーと21の展示ブースで多種多様なソリューション等に関する情報を提供しました。





つながるDXフェアの様子



関西デジタル・マンス

関西デジタル・マンス実行委員会（※）は、関西のDX推進の機運醸成を目的として、毎年10月を関西広域でのDX推進強化月間「関西デジタル・マンス」と銘打ち、官民連携により様々な取組を実施しています。

また、その取組の一環として、DXに取り組む関西の先進企業を表彰する「KANSAI DX AWARD」を開催し、企業、教育・研究機関及び地方公共団体の先進事例を広く発信することで、取組の参考としていただくとともに、関西のDXの取組の底上げを図ります。

※関西デジタル・マンス実行委員会　構成員
公益社団法人関西経済連合会
関西広域連合
近畿総合通信局
近畿経済産業局
一般財団法人関西情報センター
独立行政法人中小企業基盤整備機構（順不同）

<KANSAI DX AWARD 2026の受賞企業>

グランプリ　株式会社三協
近畿総合通信局長賞　尼崎市



近畿総合通信局長賞受賞の様子



<お問い合わせ先>　情報通信部　情報通信振興課　06-6942-8521（つながるDXフェア）　　情報通信部　情報通信連携推進課　06-6942-8584（関西デジタル・マンス）

④　見える！近畿の地域DXマップ

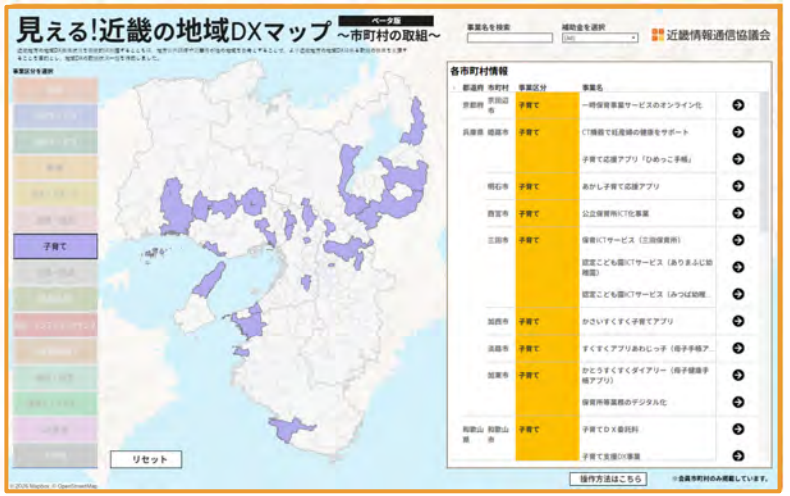
近畿地方の地域DX推進状況を視覚的に把握できるようにし、地方公共団体や企業等が他の地域の事例を容易に参照できるようにすることで、近畿地方の地域DXの取組を支援します。

近畿情報通信協議会と連携し、管内市町村が取り組む地域DXに関する情報を収集するとともに、簡易に検索等が可能なダッシュボードを構築しています。
令和７年９月にβ版をリリースし、現在、33市町村の14分野・約330施策の取組状況を提供しています。



【画面イメージ】

分野（例：子育て）を選択すると、該当する施策の一覧と自治体の位置を地図に表示



見える！近畿の地域DXマップはこちらから ☞

https://public.tableau.com/app/profile/.45613890/viz/DX_17573357855630/DX

<お問い合わせ先>　情報通信部　情報通信振興課　06-6942-8521

①　光ファイバ・５Gの整備方針

総務省では、デジタルインフラの整備方針と推進方策をまとめた「デジタルインフラ整備計画2030」を2025年6月に策定しました。
これに基づき、光ファイバや5Ｇ等の管内のデジタル基盤整備に取り組んでいます。

デジタルインフラ整備計画2030

【整備方針】

光ファイバ　2027年度末の光ファイバの世帯カバー率99.9%

５G　５G人口カバー率※1 ： 2030年度末　全国・各都道府県99%
サブ６展開率※2 ： 2027年度末　90%、2030年度末　95%

※1 全国を約500メートル四方のメッシュに区切り、メッシュの1/2以上をカバーした際に、当該メッシュ内の人口（カバー人口）を計上し、総人口に対するカバー人口の割合を算出。
※2 全国を1km×1kmのメッシュに分割した上で、サブ６周波数帯の基地局を開設したメッシュ数(サブ６基地局により面積の3/4以上がエリア化されているメッシュを含む)を分子、高トラヒックエリア(人口上位13,250メッシュ)のメッシュ数を分母として算出。

近畿管内における光ファイバ・　５Gの整備状況

単位：％

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	（全国）
光ファイバ世帯カバー率※3	96.89	96.68	96.01	97.07	97.95	94.96	97.13
５G人口カバー率※4	99.5	98.3	99.9	98.1	98.3	95.7	98.6
サブ６展開率※5	69.5	85.4	94.0	87.5	78.0	92.9	75.5

※3 国勢調査等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計したエリア内の利用可能世帯数を総世帯数で除したもの（小数点第3位以下を四捨五入）（2025年3月末現在）
※4 携帯キャリア４者のエリアカバーを重ね合わせた数字（小数点第２位以下を四捨五入）（2026年3月末現在）
※5 携帯キャリア４者のうち複数事業者のサブ6基地局が展開されているメッシュを重ね合わせた数字（小数点第2以下を四捨五入）（2025年3月末現在）

実現を目指す方向性

地方創生
データ活用等による地域住民の生活向上

国土強靱化
複層的なインフラ整備や分散立地により通信機能を確保

国際競争力の強化
中核となる技術・システムについて自立性の確保やグローバル市場の獲得

以下の３つの柱に紐付く９つの重点分野で必要な取組を推進

インフラ整備の考え方
●将来需要を見込んだインフラ整備　●多様な事業者・システムによる選択肢の確保　●地域ニーズに応じた柔軟なインフラ整備

1　ＡＩ時代の新たなデジタルインフラ整備の推進
①データセンターや海底ケーブルの一体的整備、②オール光ネットワーク（ＡＰＮ）、③次世代情報通信基盤（Ｂｅｙｏｎｄ　５Ｇ）・量子暗号通信

2　新たなデジタルインフラやデジタル技術の活用を支えるネットワーク環境の構築
①光ファイバ、②モバイルネットワーク、③非地上系ネットワーク（ＮＴＮ）

3　特定のデジタルインフラ分野によらず横断的に留意し取り組むべき事項
①通信インフラの強靱化、②インフラ整備とソリューション創出・普及の一体的な推進、③官民の役割分担

<お問い合わせ先>　情報通信部　情報通信振興課　06-6942-8521　　無線通信部　陸上第一課　06-6942-8553

②　高度無線環境整備推進事業

5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、地理的に条件不利な地域において、高速・大容量無線局に接続する光ファイバ等の整備費の一部を地方公共団体等に補助しています。

施策の概要

【令和8年度予算額：30億円の内数】
【令和7年度補正予算額：31億円】

＜事業主体＞

直接補助：地方公共団体、第３セクター、一般社団法人等　　間接補助：民間事業者

＜対象地域＞

地理的に条件不利な地域（過疎地域・辺地・離島・半島・山村・特定農山村・豪雪地帯）

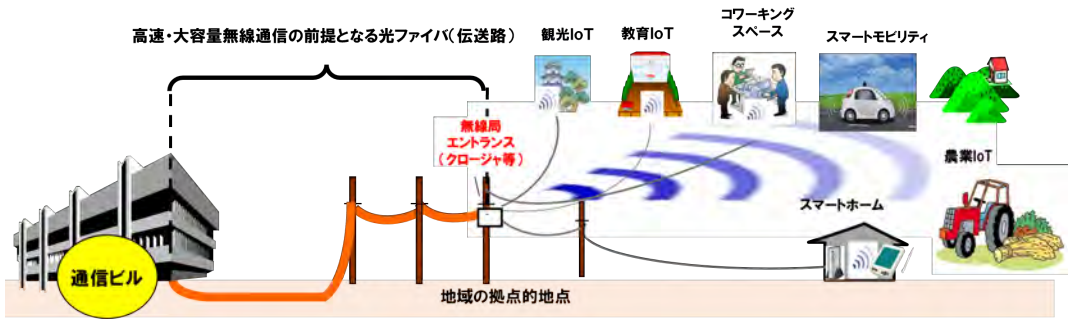
＜補助対象＞

光ファイバ等の伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む）等

＜内容＞

・新規整備に加え、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、（５G対応等の）高度化を伴う更新を行う場合も補助。地方公共団体が民間移行を見据えて公設の光ファイバ等の高度化を行う場合も補助。(公設のままの高度化する場合も対象)
・災害復旧事業の事業主体に、電気通信事業者を追加。

～イメージ図～



＜負担割合＞

地方公共団体が整備する場合

【離島】*

国 ※1 ※3	地方公共団体
4／5	1／5

＊光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2（令和8年度まで）

【その他の条件不利地域】

国	地方公共団体
1／2	1／2

第3セクター・民間事業者が整備する場合

【離島】

国 ※1 ※4 ※5	3セク・民間
4／5	1／5

【その他の条件不利地域】

国 ※1 ※6	3セク・民間
3／4	1／4

※1 地中化を伴う新規整備の場合、分子に0.5上乗せ
※2 財政力指数0.5以上の地方公共団体は国庫補助率1/3
※3 民設移行を前提とした高度化を伴う更新を行う場合3/4（離島）、1/2(その他の条件不利地域)
※4 海底ケーブルの敷設を伴わない新規整備の場合、3/4
※5 高度化を伴う更新を行う場合、3/4、2/3（海底ケーブルの敷設を伴わない場合）
※6 高度化を伴う更新を行う場合、2/3

<お問い合わせ先>　情報通信部　情報通信振興課　06-6942-8521　　放送部　有線放送課　06-6942-8571

③　携帯電話等エリア整備事業

地理的に条件が不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、携帯電話等を利用可能とするとともに、５Ｇ等の高度化サービスの普及を促進し、電波利用の不均衡の緩和と適正な利用の確保を図ります。そのため、整備費用の一部を支援します。

施策の概要

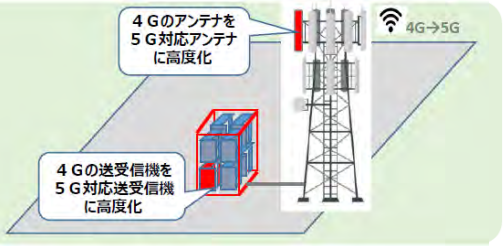
【令和8年度予算額：9億円】【令和7年度補正予算額：5億円】

補助メニュー	補助内容	補助率
基地局施設整備事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設を設置する場合※既エリア化地域も整備対象	**事業主体：地方公共団体** 【1社参画の場合】国※3 1/2 ／ 都道府県 1/5 ／ 市町村※4 3/10 【複数社参画の場合】国※3 2/3 ／ 都道府県 2/15 ／ 市町村※4 1/5 **事業主体：無線通信事業者、インフラシェアリング事業者等※2** 【1社参画の場合】国※3 1/2 ／ 無線通信事業者等 1/2 【複数社参画の場合】国※3 2/3 ／ 無線通信事業者等 1/3
高度化施設整備事業	４Ｇが利用できるエリアで高度無線通信を行うため、５Ｇ等の携帯電話の基地局を設置する場合	
復旧・復興支援メニュー（基地局施設復旧事業）	災害により損壊した携帯電話等の基地局施設を復旧する場合	
高度化・更新支援メニュー（基地局施設更新事業）	通信環境の安定性確保のため、携帯電話等の基地局施設の高度化に伴う更新（※1）をする場合	
伝送路施設運用事業	圏外解消又は高度化通信を行うため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を整備する場合	**事業主体：無線通信事業者、インフラシェアリング事業者等※2** 【高度化無線通信用　1社整備の場合】国※3 1/2 ／ 無線通信事業者等 1/2 【高度化無線通信用　複数社共同整備等の場合】国※3 2/3 ／ 無線通信事業者等 1/3
伝送路施設設置事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を設置する場合	**事業主体：地方公共団体** 国※5 1/2 ／ 市町村 1/2

基地局施設整備のイメージ



高度化施設整備のイメージ



※1：過去に国の補助金により整備した施設・設備のうち10年経過のもの
※2：本事業において、インフラシェアリング事業者等とは、自らは携帯電話サービスを行わず、専ら複数の無線通信事業者が鉄塔やアンテナなどを共用（インフラシェアリング）して携帯電話サービスを提供するために必要な設備を整備する者及び同インフラシェアリング事業者との連携主体（無線通信事業者を除く）をいいます。
※3：離島、山村、半島地域で実施する場合、1社整備は1/2→3/5　複数社整備2/3→3/4
※4：地方自治法等に基づき一部は携帯電話事業者において負担
※5：離島地域を整備する場合1/2→3/4、有人国境離島市町村（全部離島）が設置する場合は1/2→4/5

<お問い合わせ先>　無線通信部　陸上第一課　06-6942-8553

④　電波遮へい対策事業（鉄道トンネル・道路トンネル）

電波が遮へいされる鉄道・道路トンネル内において、一般社団法人等が移動通信用中継施設を整備する場合、国が当該施設の整備に対して補助金を交付します。

施策の概要

【令和８年度予算額：10億円】

＜事業主体＞ 一般社団法人、インフラシェアリング事業者等【拡充】
地方公共団体（都道府県） ※一般社団法人等が実施する電波遮へい事業に参画する場合に限る。

＜対象地域＞ 鉄道トンネル、道路トンネル（高速道路・国直轄道及び緊急輸送道路）

＜補助対象＞ 移動通信用中継施設（鉄塔、局舎、アンテナ、光ケーブル等）

＜補助率＞

【鉄道トンネル】

国	鉄道事業者	一般社団法人等
1/3	1/6	1/2

直近10年間継続して営業損失が発生している鉄道が営業主体になる新幹線路線における対策は国5/12、一般社団法人7/12

[実績]
近畿管内の新幹線・在来線のトンネル、大阪メトロ、京都市営地下鉄、神戸市営地下鉄等において移動通信用中継施設を整備

【高速道路・国直轄道の道路トンネル】

国	一般社団法人等
1/2	1/2

[実績]
近畿管内の道路トンネル57箇所において整備

【緊急輸送道路の道路トンネル】
(高速道路及び国直轄道以外の地方公共団体が管理する緊急輸送道路)
※原子力災害制圧道路に限り、500m未満のトンネルも対象

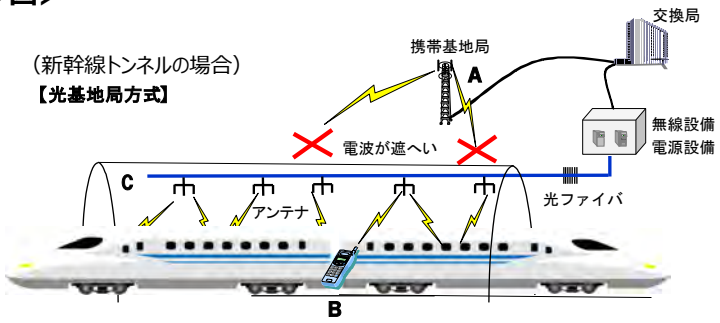
一般社団法人が事業主体

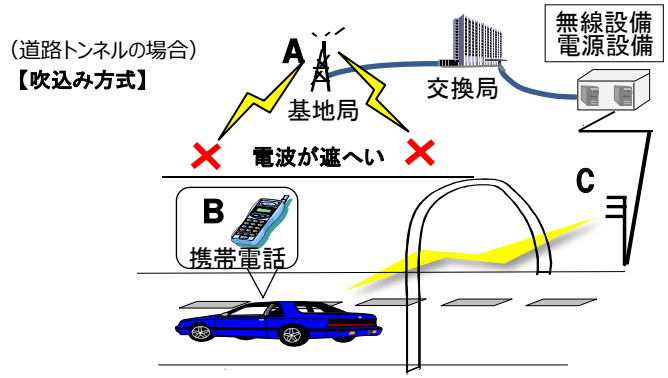
国	一般社団法人等
1/3	2/3

地方公共団体が事業主体

国	地公体	一般社団法人等
1/3	1/6	1/2

＜イメージ図＞

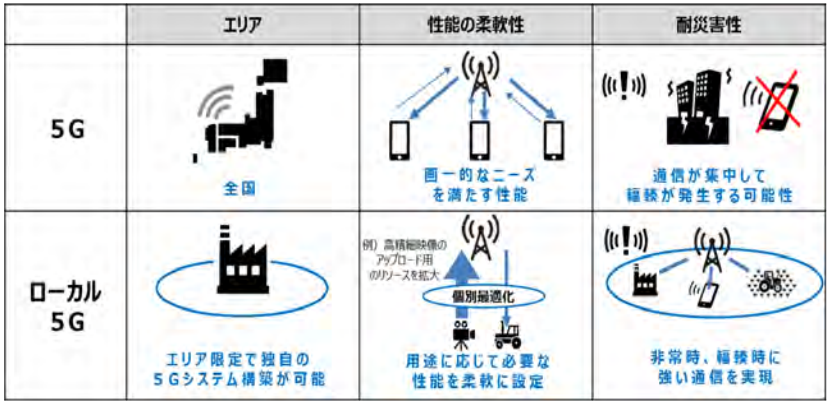




⑤　ローカル５Gの利用拡大に向けて

ローカル5Gは、高速大容量・低遅延といった特徴を生かし、地域や産業の個別ニーズに応じて、建物や敷地内でスポット的に柔軟に構築でき、医療・農業・工場など様々な分野で課題解決や生産性向上を実現することが期待されています。

5G・ローカル5Gの特徴



近畿管内 ローカル5G整備状況

R8.9月末現在

府県	整備数	管内合計
滋賀県	31	65
京都府	4	
大阪府	21	
兵庫県	9	
奈良県	0	
和歌山県	0	

単位：エリア数

支援措置

総務省では、ローカル5Gの設備取得に対する税制特例措置を設け、設備取得の負担軽減を図り、その利用拡大を支援しています。

ローカル５Ｇ無線局の償却資産に係る課税標準の特例措置	
対象事業者	ローカル５Ｇ免許人
特例の内容	対象設備に係る固定資産税の課税標準を３年間１／２とする ※適用対象は住宅用インターネットサービスの提供に利用（ラストワンマイル利用）されるもの
対象設備	基地局の無線設備 交換設備 伝送路設備（光ファイバを用いたもの） 通信モジュール ※総額２億円以下のものに限る
適用期間	令和８年度末まで（２年間延長）

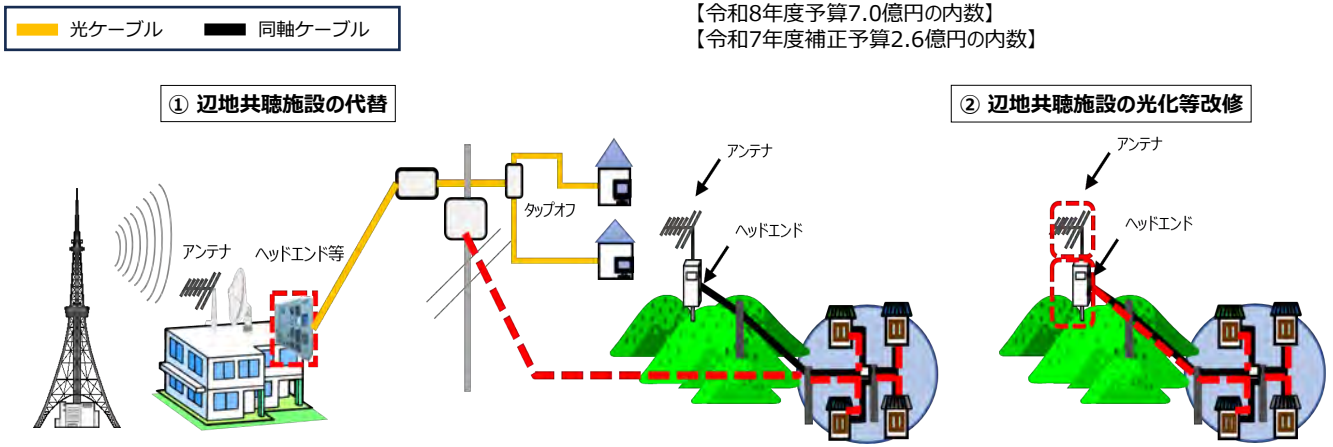
<お問い合わせ先> 無線通信部　電波利用企画課　06-6942-8543（免許制度）　　情報通信部　情報通信連携推進課　06-6942-8584（5G税制）

⑥　辺地共聴施設の高度化支援

山間地等の難視聴地域において、必要最小の空中線電力により放送視聴環境を支える辺地共聴施設の高度化を図るため、ケーブルテレビ等による代替や辺地共聴施設の光化を伴う改修を支援します。

地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業

【令和8年度予算7.0億円の内数】
【令和7年度補正予算2.6億円の内数】



辺地共聴施設相談支援窓口について

総務省では、テレビ共同受信施設（辺地共聴施設）の老朽化等の課題について、総合的なご案内・解決案のご提示ができるよう、支援窓口（請負事業者：PwCコンサルティング合同会社）を開設し、相談受付を行っております。辺地共聴施設相談支援窓口Webサイト内相談フォームのほか、Eメール、電話からご相談・お問合せいただくことが可能ですので、是非ご活用ください。

詳しくはこちらから▶

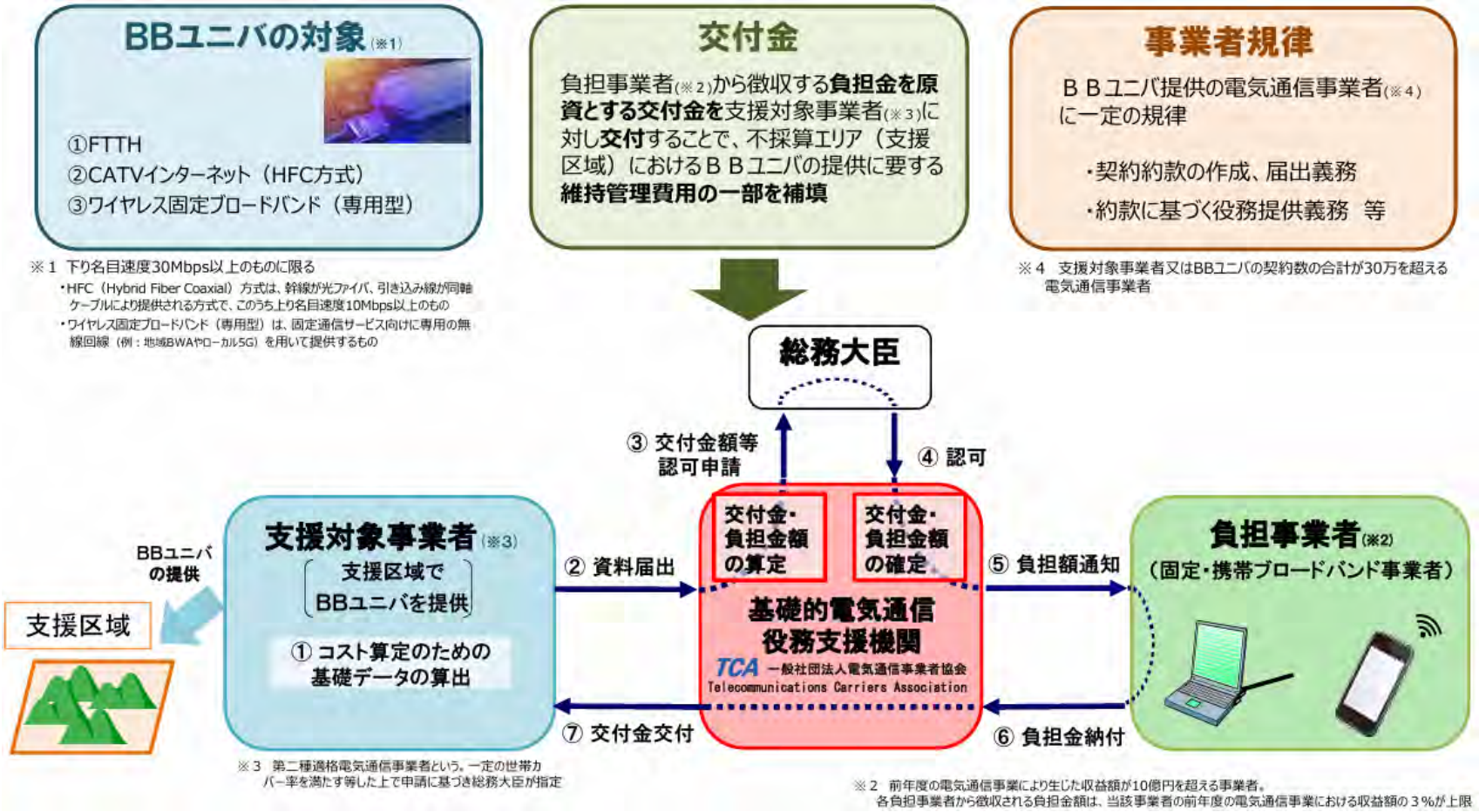
① 辺地共聴施設高度化代替事業	② 辺地共聴施設高度化改修事業
地上基幹放送局から遠隔の地又は山間地等地理的条件による地上デジタルテレビ放送の難視聴を解消するため設置された有線共聴施設又は無線共聴施設（「辺地共聴施設」）の高度化を図るため、辺地共聴施設のケーブルテレビ等による代替に要する事業費の一部を補助	地上基幹放送局から遠隔の地又は山間地等地理的条件による地上デジタルテレビ放送の難視聴を解消するため設置された有線共聴施設又は無線共聴施設（「辺地共聴施設」）の高度化を図るために実施する光化改修に要する事業費の一部を補助
<事業主体> 市町村、放送事業者、電気通信事業者又はこれらの連携主体 **<補助率>**　2/3	**<事業主体>** 市町村、市町村の連携主体 **<補助率>**　1/2
<補助対象経費> 光ファイバーケーブル、送受信設備、アンテナ等（赤点線部分） ※代替事業については、既設設備の撤去費用を含む。 ※改修事業については、中継局が廃止にならない地域に限る。	

<お問い合わせ先>　放送部　有線放送課　06-6942-8571

⑦ ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の円滑な導入

ブロードバンドサービスは毎日の生活に欠かせないサービスですが、今後、地域によっては人口減少に伴う採算性の悪化や離島・山間地等の地理的条件などにより、光ファイバ基盤の整備や維持が困難になることを踏まえ、全国で支えて維持するためのユニバーサルサービス制度ができました。近畿総合通信局ではそのような地域を把握するための調査などを行うとともに地域（地方公共団体や電気通信事業者など）からの相談に応じています。

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の概要



<お問い合わせ先>　情報通信部　電気通信事業課　06-6942-8518

①　ICT研究開発の推進

地域のICT・ワイヤレス分野の若手研究者の人材育成や研究開発の推進などを目的に、研究者の相互交流の促進や情報発信に取り組み、関西のICT研究開発の活性化を目指します。

近畿ワイヤレス研究者ネットワーク

関西を活動拠点として、ワイヤレス分野の研究開発に取り組む研究者の相互交流を促進し、若手研究者の人材育成を支援します。

【主な活動】

- 専門分野の講師を招いて、最新情報の提供、意見交換会等の開催
- 研究者相互の交流の場の提供
- 研究開発事例の発信
- 各研究機関等との連携、大学・高専等との交流



構成員数　（令和８年４月１日現在）
45名（18大学・3高専）

持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業（FORWARD）

※ FORWARD［Fundamental Technologies for Sustainable Efficient Radio Wave Use R&D Project］

電波有効利用基盤技術獲得プログラム

増大し続ける電波利用ニーズに応えることを持続的に可能としつつ、地域に存在する課題の解決や地域ニーズに応えることを目的とした研究開発を、総務省が委託する競争的研究費制度です。

部門名	募集対象課題	研究開発経費※2（直接経費・消費税込み）	研究開発期間
電波有効利用基盤技術部門	電波の有効利用を可能とする基盤技術の研究開発を行う課題	1年度目及び2年度目 最大1,000万円/年度 3年度目及び4年度目 最大3,000万円/年度	最長4年度
デジタルインフラ構築部門※1 （令和6年度、令和７年度） （全国共通／地方独自）	地域に存在する課題の解決や地域ニーズに応えることを目的とし、電波の有効利用を前提とした地域課題解決ための技術に関する研究開発課題		
地域電波有効活用促進技術部門 （令和８年度～ ※1を名称変更） （全国共通／地方独自）			

※2 直接経費に加え、直接経費の30%を上限とする間接経費を別途配分

<お問い合わせ先>　無線通信部　電波利用企画課　06-6942-8543

②　技適未取得機器を用いた実験等の特例制度

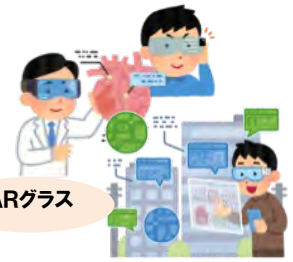
我が国の技術基準に相当する技術基準（国際的な標準規格等）を満たしている無線設備は、届出を行うことで、最長180日間、技術基準適合証明等（技適）を取得しなくても、Wi-Fi・Bluetooth等を用いた新サービスの実験等が可能です。

特例により可能となる実験等の例

- 科学若しくは技術の発達のための実験
- 電波の利用の効率性に関する試験
- 電波の利用の需要に関する調査



橋梁センサー

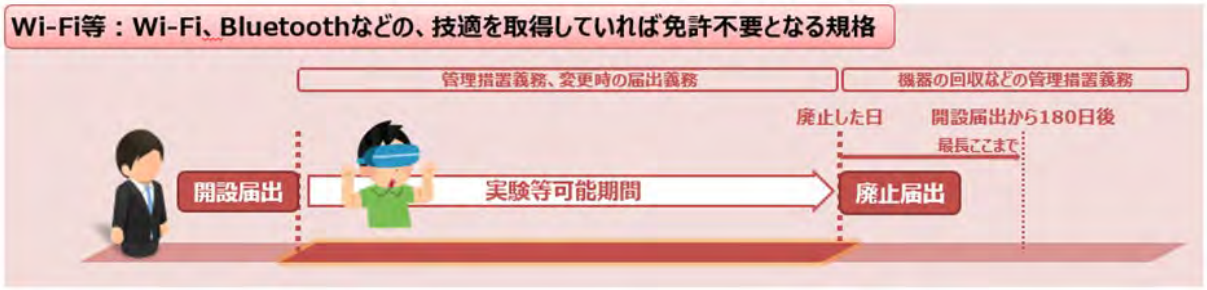


ARグラス



スマートウォッチ





必要な手続き・届出

- ✓使用開始前に開設届出を行ってください
- ✓届出後は180日以内に廃止し、届出を行ってください
- ✓届出事項を変更する場合は事前に変更届出を行ってください
- ✓氏名や住所等の変更時はユーザ情報変更を行ってください

<お問い合わせ先>　無線通信部　電波利用企画課　06-6942-8543

③ 電波の有効利用を促進する最新技術の紹介

総務省の最先端の政策動向や新しい通信システムの技術動向について理解を深めていただき、電波の有効利用を促進するため、セミナーを開催しています。

電波有効活用セミナー

令和７年度の電波有効活用セミナー
「大阪・関西万博で活躍した電波利用技術の新たな利活用と将来展望」

大阪・関西万博で活躍した、ローカル5Gによるロボットの遠隔制御や多接続通信、長距離ワイヤレス給電及び国内初利用となった次世代ワイヤレスマイク等、万博で用いられた電波利用技術について、その概要や万博で得られた知見、将来の利活用に向けた取組等を説明するとともに、万博で使用された機器等の展示を実施しました。

会場参加100名、オンライン参加136名の計236名の方に参加いただきました。



会場の様子



展示見学の様子



<お問い合わせ先>　無線通信部　電波利用企画課　06-6942-8543

④　デジタル技術の海外展開支援

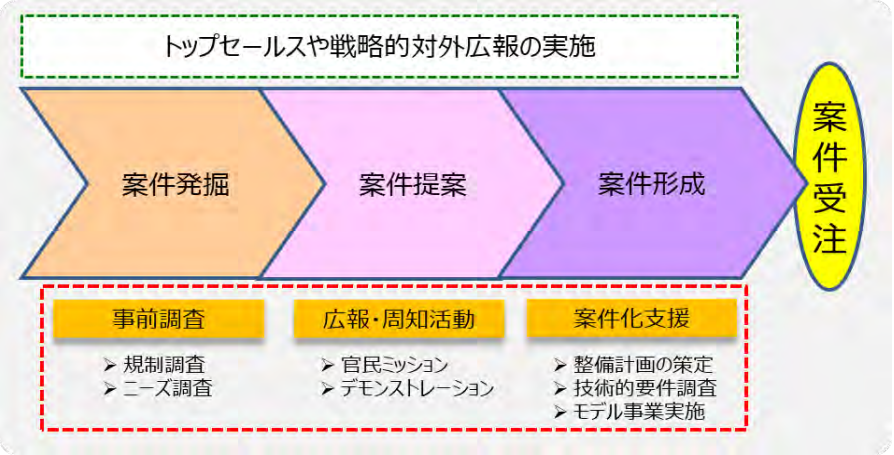
中小企業・スタートアップ企業がデジタル技術の海外展開を検討する際、案件の発掘・提案・形成といった各展開ステージに応じた支援を行います。

安全性・信頼性を確保したデジタルインフラ海外展開支援事業

【令和８年度当初予算額：0.3億円】
【令和７年度補正予算額：80.5億円】

デジタル技術を活用しグローバルな社会的課題を解決するとともに、経済安全保障の確保に資するという観点から特に重要なシステム・サービスの海外展開について、調査事業・実証事業等の支援を実施します。

また、デジタル技術の海外展開に関する取組を行う地域に根ざしたICT中小企業及びスタートアップ企業を対象に、「ローカル・スタートアップ枠」を設け、案件発掘、案件提案、案件形成といった各展開ステージにおける支援を実施します。



ローカルスタートアップ枠について

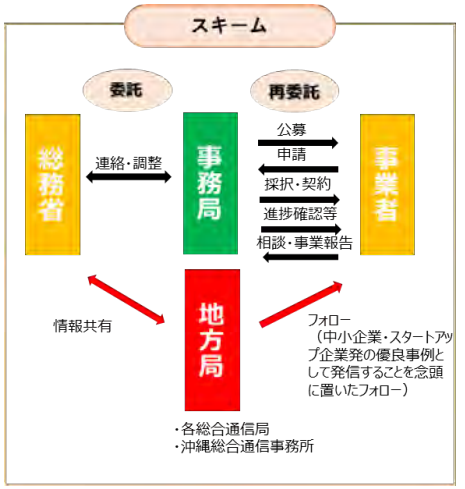
＜概要＞

地方には、海外展開につながる取組が潜在し、これらの取組を発掘し海外展開につなげる取組として、デジタル海外展開支援事業に「地方枠」（※「ローカル・スタートアップ枠の前身）を設け、地方企業の海外展開の取組を公募により支援。

令和８年度から支援対象にスタートアップ企業を追加し、幅広い企業の海外展開を後押し。

＜対象＞

- ✓　原則として、①東京都以外に所在地を置く資本金1億円以下のICT中小企業（大学法人との連携、スタートアップを含む。）もしくは②東京都に本社を置くスタートアップ企業を想定。
- ✓ 総務省及び他省庁等において指名停止期間中の者でないこと。
- ✓　「地方枠」において再委託先となった事業者も応募可能だが、海外展開の段階や展開先の違いなど2026年度「ローカル・スタートアップ枠」を活用する意義を明確に示す必要がある。



<お問い合わせ先>　情報通信部　情報通信連携推進課　06-6942-8584

⑤　地域連携による人材育成・スタートアップの支援

地域の行政機関や大学等と連携し、関西経済の活性化および社会課題解決に寄与するICTスタートアップの支援や人材育成を行っています。

ビジネスプランコンテスト「ミライノピッチ」の開催

「ミライノピッチ」（主催：大阪イノベーションハブ、共催：近畿総合通信局、近畿情報通信協議会、後援：国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT））は、ICT技術を活用したビジネスで未来を切り拓こうとする学生や起業家を対象としたピッチイベントで、令和８年度で12回目を迎えました。

専門家によるメンタリングを受けられ、プレゼンテーションの手法等も学べるほか、資金調達の機会にもなり、スタートアップの成長を加速させる場となっています。

また、総務省およびNICT主催の「起業家甲子園・起業家万博」の連携大会として位置付けられており、NICT賞受賞者は、学生の部は令和９年3月11日（木）開催予定の「起業家甲子園」、一般の部は同年3月12日（金）開催予定の「起業家万博」に挑戦します。

【令和８年度実績】

＜ NICT賞 ＞

部門	ビジネスプラン名	受賞者
学生の部	仏壇の回収・再資源化プラットフォーム事業	狭霧 優　氏
一般の部	毎日チェックで、気づけない不調とストレスの「今」がわかる	和田 潤　氏

＜ 近畿総合通信局長賞 ＞

部門	ビジネスプラン名	受賞者
学生の部	寺院体験の予約・送客プラットフォーム「TERA TOURISM」 ～寺×地域文化で紡ぐ和のリトリート～	髙橋 英眞 氏
一般の部	乗るだけで診る ― 特定小型４輪による外出データによるフレイル・認知機能低下の早期検知	渡邉 晃大 氏



出場者の集合写真



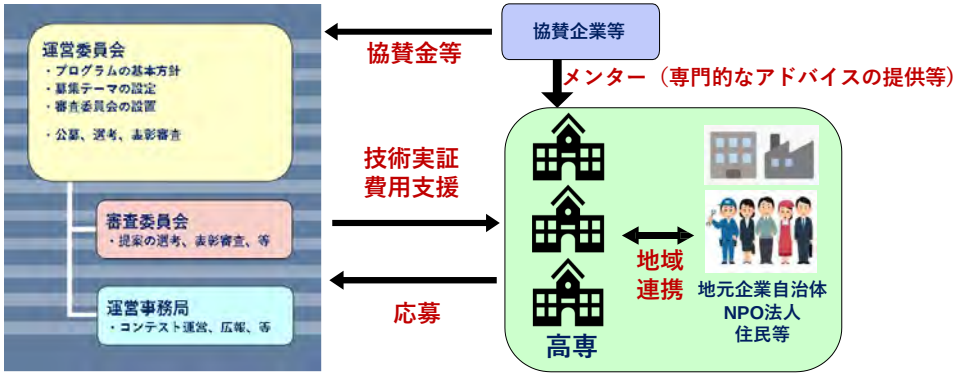
近畿総合通信局長賞受賞の様子

WiCON（旧：高専ワイヤレステックコンテスト）への取組

ワイヤレス人材の育成、近い将来に地域に根付く新たなビジネスやサービスの創出を目的として、無線通信を活かしたアイデアの実証提案を通じて地域課題解決に挑む、全国の高専生対象のコンテストです。

採択チームには100万円の実証費用を寄付し、約９ヶ月間の開発・検証をサポート。本選大会で技術実証の成果を競います。

【実施体制】



主催：CIAJ（一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会）、APPLIC（一般財団法人全国地域情報化推進協会）、国立高等専門学校機構
共催：総務省

【応募・採択件数】　()内は近畿管内

	応募	採択	近畿管内の採択校（提案名）
第９回（2025年度）	41（３）	20（１）	**奈良工業高等専門学校** （ToKOSEN（等高線）初心者でもできる代掻き～安価な水田の高低差可視化システム～）
第10回（2026年度）	58（３）	21（１）	**神戸市立工業高等専門学校** ウェアラブルセンサによるパーキンソン病患者のすくみ足自動検知と刺激制御システム

<お問い合わせ先>　情報通信部　情報通信連携推進課　06-6942-8584（ミライノピッチ）　　無線通信部　電波利用企画課　06-6942-8543（WiCON）

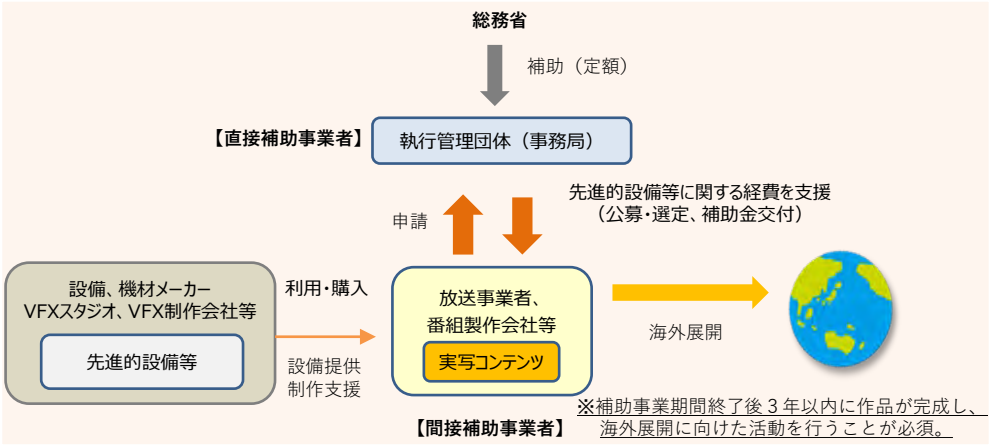
①　放送コンテンツの海外展開の推進

高品質なコンテンツを製作する日本のクリエイター（放送事業者、番組製作会社等）に対する先進的設備等の経費の支援、製作に携わる人材の育成等を通じて、放送コンテンツの海外展開を推進します。

先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業

高品質コンテンツの製作を促進するため、国内でコンテンツを製作する者に対し、海外での放送・配信を前提とした実写コンテンツの制作における①先進的設備等（４K、VFX、３DCG、AI技術等の先進的な設備又は放送機材）の取得又は使用に要する経費及び②先進的設備等を活用する制作に要する経費を支援します。

事業実施団体（間接補助事業者）に係る事業イメージ



近畿管内における採択事業（令和８年度）

	事業実施団体（間接補助事業者）	ジャンル
一次公募	朝日放送テレビ株式会社	ドラマ
	関西テレビ放送株式会社	ドラマ
二次公募	読売テレビ放送株式会社	ドキュメンタリー
	関西テレビ放送株式会社	ドラマ

実写コンテンツの制作人材の育成研修

国内の放送事業者、番組製作会社等を対象に、世界水準の高品質な実写コンテンツの製作及び海外展開に必要なノウハウやスキル等の取得・向上を目指す機会を提供すること等を通じ、海外展開を前提とした放送コンテンツの製作に携わる人材の育成を図ります。

事業イメージ



令和７年度の研修例

（１）製作ノウハウに関する研修

ハリウッドで学ぶ！世界基準のドラマ・ショーランナー集中研修	・ハリウッド（米国）における製作プロセスを確認。 ・研修最終日には企画プレゼンを実施。 ・現地４日間、10名。
Kードラマヒットに学べ！韓国派遣研修	・韓国の製作現場を知り、海外展開の取組を学ぶ。 ・韓国関係者とのネットワーク構築機会を提供。 ・現地3日間、10名。
世界基準を目指せ！ドラマクリエイター集中講座	・世界水準の実写コンテンツの制作と海外展開に必要なノウハウとトレンドを講義により学ぶ。 ・延べ６日間。会場38名、オンライン28名等。

（２）先端技術を使ったコンテンツ制作研修

①アドバンスドコース ②エントリーコース	・ソニーPCL清澄白河BASEにて、実践的なワークショップを通じ、バーチャルプロダクションなどの先進的な撮影・制作技術を学ぶ。 ・経験や習熟度別に２コース設置。 ・①3日間、18名。 ②１日間、46名。

<お問い合わせ先>　情報通信部　情報通信連携推進課　06-6942-8584

②　魅力ある地域コンテンツの発信のための啓発

地域の行政機関や地元企業等と連携して、関西の魅力あるコンテンツの流通を促進し、地域の魅力発信に寄与する取組を行っています。

地域コンテンツの流通促進

地域コンテンツの制作、発信及び流通の促進を図るため、AIをはじめとするデジタル技術の活用方法や地域における先進的な事例を紹介するセミナーや講習会を開催しています。あわせて、交流の場を設け、参加者同士の情報交換や人脈形成を促進しています。



【開催実績例】

令和8年2月10日
「地域コンテンツ流通促進講習会」
～地域の価値を伝える、デジタル発信戦略～

地図・SNSなどのデジタルプラットフォームを活用したAI時代の情報発信の戦略と具体的な手法を解説し、地元企業による地域コンテンツの育成や、ICTを活用した魅力発信の事例を紹介しました。



令和8年10月13日
「地域コンテンツ流通促進セミナー」
～眠れる地域の宝をデジタルで動かす！
地域資源発掘から活用までのロードマップ

地域に眠る資源の掘り起こし方や、AI等のICT活用を見据えた磨き上げの手法、それらを地域情報として発信するためのコンテンツ化の進め方について、実際の事例等を交えながら紹介し、地域活性化につながる「眠れる地域資源」を広く発信するためのヒントを提供しました。



<お問い合わせ先>　情報通信部　情報通信連携推進課　06-6942-8584

①　サイバーセキュリティに関する人材育成・啓発活動

地域におけるサイバーセキュリティの強化のため、セミナーやインシデント演習等を開催し、セキュリティ人材の育成・サイバーセキュリティの重要性に関する啓発に取り組んでいます。
また、近畿総合通信局、近畿経済産業局及び一般財団法人関西情報センターを共同事務局とする「関西サイバーセキュリティ・ネットワーク」において、産学官等の連携のもと、関西におけるサイバーセキュリティの重要性に関する機運醸成や、セキュリティ人材の発掘・育成等に努めています。

地方公共団体向けの取組

情報通信研究機構（NICT）を通じ、地方公共団体等に対し、インシデントが発生したときの対応方法を実践的に体験することができる「実践的サイバー防御演習(CYDER)」を提供しています。

CYDER
Cyber Defense Exercise with Recurrence



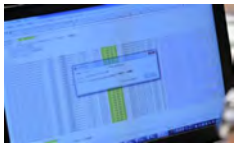
擬似攻撃者

企業・自治体の**社内LANや端末を再現**した環境で演習を実施

受講チームごとに独立した演習環境を**構築**



専門指導員による補助
チーム内での議論



本番同様のデータ

インシデント対処能力の向上

令和８年度の実施コース一覧

コース名	レベル	受講想定者	近畿開催地
プレCYDER	–	全ての情報システム担当者	オンライン
A	初級	システムに携わり始めた者	各府県
B	中級	システム管理者・運用者	大阪府
C	準上級	セキュリティ専門担当者	大阪府

中小企業向けの取組

商工会議所と連携し、中小企業へ助言を行う経営指導員や中小企業の経営層・セキュリティ責任者等を対象として、サイバーセキュリティ・セミナーを開催しています。

また、中小企業の経営に携わる戦略マネジメント層や情報システム部門の責任者等を対象に、インシデント発生時の対処等を体験し、対処方針やルールなどを考える「サイバーインシデント演習」を開催しています。



若年層向けの取組

サイバーセキュリティ人材の裾野拡大を目的として、これまでサイバーセキュリティを学んだことのない学生等を対象に「サイバーセキュリティ体験講座(入門編）」、「全国型ＣＴＦコンテスト」を開催しています。



<お問い合わせ先>　サイバーセキュリティ室　06-6942-8546

①　インターネット・リテラシー向上のための啓発活動

インターネットの安心・安全な利用を図るため、啓発動画コンテスト「動画フェスタ」や、インターネットの適切な利用について小中高校生が発表・議論するシンポジウム「近畿スマホサミット」を開催するとともに、「e-ネットキャラバン」（出前授業）を実施する等、様々な啓発活動を行っています。

動画フェスタ

インターネットの安心・安全な利用に関する啓発動画を募集し、制作者自身のインターネット・リテラシーの向上を図るとともに、応募作品によって小学生から一般まで周知啓発活動を行うことを目的とした啓発動画コンテストを毎年開催しています。

令和8年度の「動画フェスタ2026」では、令和8年8月17日から10月16日までの間に作品を募集し、審査を経て、令和9年1月29日に入賞作品を発表する予定です。

動画フェスタの詳細や入賞作品動画の視聴はこちらから ☞

「動画フェスタ2025」最優秀賞

<小中学生の部>



「偏った情報にご注意を！」
雲雀丘学園中学校「なめこもち」

<学生一般の部>



「闇バイトについて」
鳥取県立鳥取湖陵高等学校「ねこはしびろ」

近畿スマホサミット

インターネットの適切な利用のため自ら考えて実践している取組を小中高校生が発表し、大人とともに議論するシンポジウムを令和6年から開催しています。

令和8年度の「近畿スマホサミット2027」は、令和9年1月10日（日）の開催を予定しています。

「近畿スマホサミット2026」（令和8年1月11日開催）
- 近畿2府3県の小中高校8校から児童・生徒40名及び教員が参加
- スマートフォンやネットとの上手な付き合い方やそのためのルール作りについて議論



「近畿スマホサミット2026」の模様

e-ネットキャラバン

通信会社、携帯電話販売店等の企業・団体から専門知識を有する講師を学校へ派遣し、児童・生徒を対象に、ネットやSNSを利用する際のリスクや安全な利用方法について学べる無料講座を開催しています（ビデオオンデマンドによる受講も可能）。

保護者、教職員向けにも、ビデオオンデマンドで講座を提供しています。

【令和8年度実施件数】（令和8年9月末現在）
近畿管内：208件（全国：1,860件）

e-ネットキャラバンの詳細はこちらから ☞



対話型の講座



動画教材の一場面

<お問い合わせ先>　情報通信部　電気通信事業課　06-6942-8512

①　電気通信サービスの利用者からの相談

電気通信サービスの利用者からの電話相談をお受けしています。また、消費生活センター、消費者団体、電気通信事業者等の関係機関と消費者契約トラブルの最新状況を共有し、トラブルの防止に向けた取組みを行っています。

電気通信サービスにおける消費者契約トラブルに関する電話相談

お受けした相談については、トラブルの論点整理などの助言をします（斡旋・仲介・調停を行うことはできません。）。また、解決に向けて関係機関などを案内させていただくこともあります。さらに、ご提供いただいた情報を分析し、今後のトラブル改善に向けた政策の参考とさせていただきます。

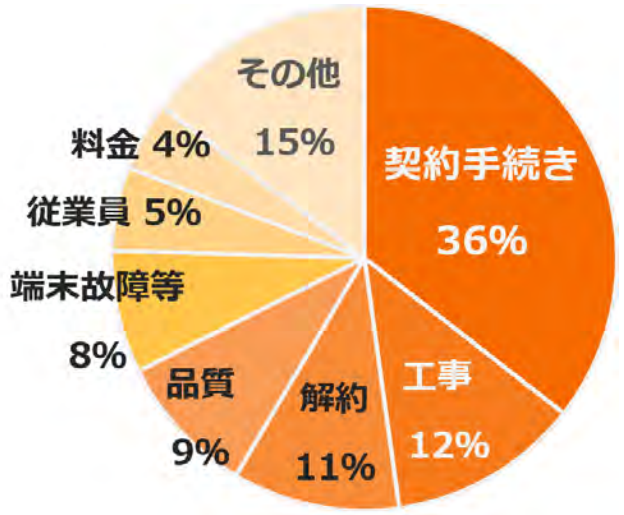
トラブルの相談内容としては、**突然の勧誘(不意打ち性の高い勧誘)等に伴う新規契約や乗り換えといった契約手続きのトラブル**が36%と最も多いものとなっています。

突然の勧誘（不意打ち性の高い勧誘）に伴う契約トラブル事例

・ショッピングモール内のミニイベント（出張店舗）で声をかけられ、スマホの値引きやキャッシュバックをもとに乗り換え契約を勧誘され、その勢いでスマホだけでなく据置Wi-Fi及び不要なオプションなども契約してしまった。

・高齢で一人暮らしの親のもとに、利用している光回線の事業者を名乗る者から電話があり、今の光回線が安くなるプラン変更の案内かと思い、話を聞いた。ところが、実際は別の会社からの電話で、他社への乗り換え契約の勧誘であり、気づく前に回線の切り替え工事も終わってしまった。もとに戻したい。

電話相談における相談内容の割合
（令和8年度 4月～9月）



近畿電気通信消費者支援連絡会

電気通信サービスにおける消費者契約トラブルの円滑な解決の促進などを目的に、近畿2府4県の消費生活センター、電気通信事業者、国等の関係者が協力して、最新状況を共有し、必要な対応について意見交換を行っています。

【構成員】
・座長（学識経験者）
・消費生活センター　・消費者団体
・電気通信事業者　・電気通信事業関係団体
・近畿総合通信局

<お問い合わせ先>　情報通信部　電気通信事業課　06-6942-8519

①　正しい電波利用のための周知・啓発活動

私たちの暮らしは電波に支えられています。不法電波は大切な通信を妨害し、暮らしを脅かします。正しく電波を利用していただくため、電波のルールについて周知・啓発活動を行っています。

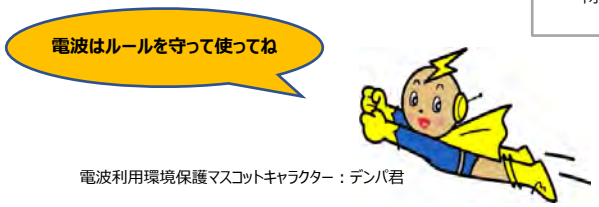
ご存じですか？電波利用のルール

主なルール

無線機器を使用する際は**「技適マーク」を確認**。
電波の利用には、原則、**免許**が必要。
外国規格の無線機器は、国内では、原則、使用できない。

（番号の例）
R 123XXX0000001

技術基準適合証明等のマーク（技適マーク）



電波利用環境保護マスコットキャラクター：デンパ君

技適マークが付いていれば そのまま使用できる無線機器の例	技適マークに加えて、 無線局の免許又は登録が必要な無線機器の例
・家庭やオフィスで使用するWi-Fi（無線LAN） ・Bluetoothの機器 ・コードレス電話 ・特定小電力トランシーバ ・ドローン（電波の強い業務用を除く）など	・携帯電話（※） ・アマチュア無線 ・デジタル簡易無線 ・業務用トランシーバなど （※）携帯電話は、電気通信事業者が免許に必要な手続きを取っているため、端末を使用されている方が免許の手続きをする必要はありません。

電波利用のルールの周知・啓発

公共交通機関等での広報活動

電波利用にはルールがあること、正しく使わなければ他の無線局に混信・妨害を与えることなどについて、電車内広告、駅構内広告、ラッピングバス等様々な媒体で広く一般の方に対して周知・啓発活動を実施しています。



周知用のラッピングバス

地域イベントでの周知・啓発活動

電波の知識を有するボランティア「電波適正利用推進員」(管内７４名（令和８年４月末現在）)が、地域イベントで電波教室を開催するなどの周知・啓発活動を行っています。



電波教室でのラジオ工作

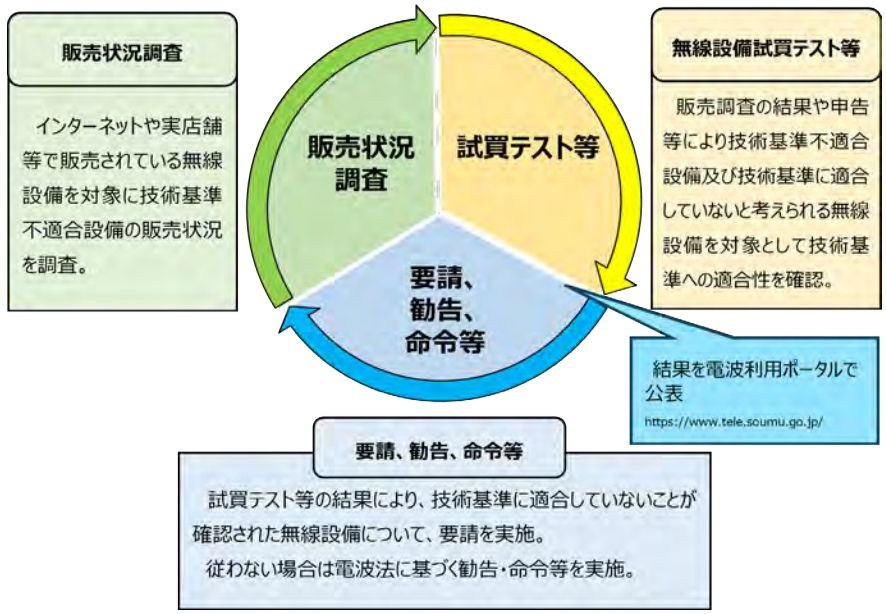
<お問い合わせ先>　電波監理部　電波利用環境課　06-6942-8516

②　技術基準に適合しない無線機器の販売・流通の抑止

一般消費者が知らずに技術基準を満たさない無線機器を購入・使用し、意図せず電波法違反となることや、他の無線局に混信・妨害を与えることを未然に防止するために、販売事業者等に対する勧告・公表制度を設けています。

勧告・公表制度

技術基準不適合無線機器の販売状況を調査し、不適合機器が販売されている場合は、販売事業者名等を公表するとともに、販売事業者等に販売中止を要請・勧告・命令しています。



妨害事例



空港の統制（管制）センターと航空機とがやりとりする無線通信に混信が発生

→ 原因は、空港近くの建設現場で使われていた技術基準に適合しない**不法ワイヤレスカメラ**でした。

～製造・輸入・販売事業者の皆様へ～

「技術基準不適合無線機器の流通抑止に係るガイドライン」に沿った無線設備の取扱いにご協力ください。
無線設備を取扱う事業者には、基準不適合無線設備の**製造・輸入・販売を行わないよう努力義務**が課されています。

～無線機器の利用者の皆様へ～

電波法で定める技術基準に適合していない無線設備がインターネット通販等で流通しています。これらは、**他の無線局に混信その他の妨害を与えるおそれがある**ため、日本国内では使用しないでください。

<お問い合わせ先>　電波監理部　電波利用環境課　06-6942-8516

③　重要無線通信妨害への対応

私たちの安心・安全を支える警察、消防、放送、鉄道等の重要無線通信への妨害の発生時に、直ちに対応できるよう即応体制の維持・強化に努めています。

重要無線通信妨害発生時の即応体制の強化

重要な無線通信が妨害等で正常に機能しなくなった場合、私たちの暮らしに大きな影響と混乱をもたらします。重要無線通信に妨害が発生した場合には、電波監視システムを駆使して妨害源の探査を実施するなど必要な対応により、妨害電波の迅速な排除に取り組みます。

また、今後実施される大規模イベント等においても監視体制を強化します。

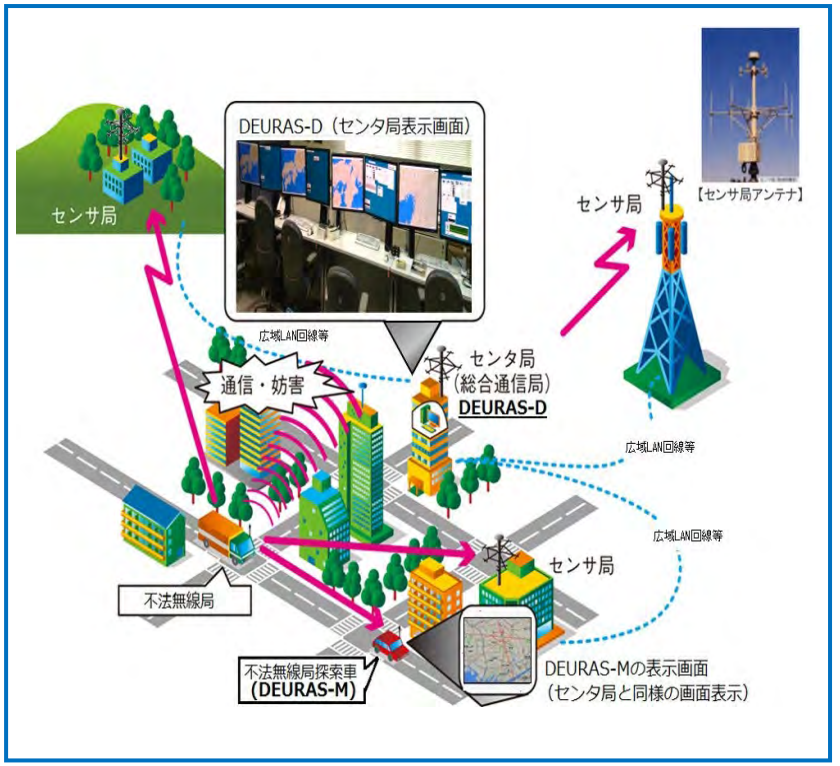
※今後の大規模イベント予定：ワールドマスターズゲームズ2027関西

重要無線通信妨害発生時の対応

重要無線通信妨害の発生 → 申告 → 電波監視システムによる発射源の探査 → 出動 → 不法無線局探索車を活かした探査 → 捕捉 → 妨害電波の排除

電波監視システム（DEURAS）による電波監視のイメージ

（DEURASとはDetect Unlicensed RAdio Stationの頭文字を取ったもの）



<お問い合わせ先>　不法無線局、混信妨害申告窓口　06-6942-8535

④　不法・違反無線局への対策

申告等に基づき電波監視を行い、不法無線局*1及び違反無線局*2に対処するとともに、捜査関係機関と協力して不法無線局の共同取締りを実施すること等により、良好な電波利用環境の維持に努めます。

＊1 不法無線局：有効な免許がない無線局
＊2 違反無線局：有効な免許はあるが、電波法令に違反している無線局

不法無線局の共同取締りの実施

管内の捜査関係機関と協力し、年間を通じて管内各地域で不法無線局の共同取締りを実施しています。

摘発結果は積極的に報道発表しています。



警察との共同取締り





海上保安庁との共同取締り

不法・違反無線局の免許人・運用者に対する行政処分等

電波監視システム（DEURAS）を活用した固定監視及び不法無線局探索車による移動監視を実施し、不法･違反無線局が特定された場合は、不法免許人･運用者に対し、文書等による行政指導、無線従事者の従事停止及び無線局の運用停止の行政処分を行います。

～不法無線局の一例～

外国規格の無線機器
⇒技術基準適合マークが無い

技適マーク



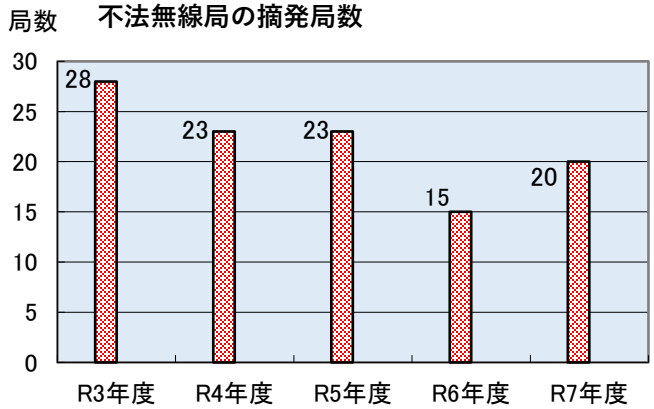
※ 技適マークがあっても免許申請が必要な機器が、免許手続不要と称して販売されていることがあります。そのような機器を免許申請せずに使用すると、不法無線局の扱いになるのでご注意下さい。

ハイパワー市民ラジオ



免許を受けていないアマチュア無線





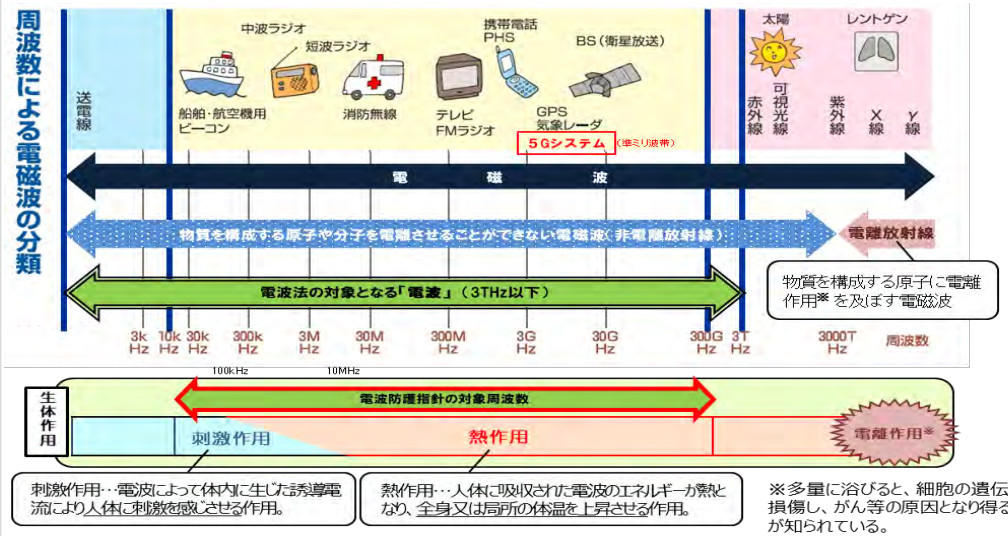
<お問い合わせ先>　不法無線局、混信妨害申告窓口　06-6942-8535

⑤　電波利用の安全性確保と安全性に関する正しい情報の提供

電波が身体に影響を及ぼさないよう、電波法令に基づき、様々な無線設備等から発射される電波の出力について安全基準（電波防護指針）が定められ、その遵守が義務づけられています。

電波の人体への影響

電波は人体に対して熱作用及び刺激作用を有しています。このため、熱作用及び刺激作用から人体を防護するための指針（電波防護指針）を定め、指針値を超える電波を浴びることのないように電波法令に義務規定を設けています。

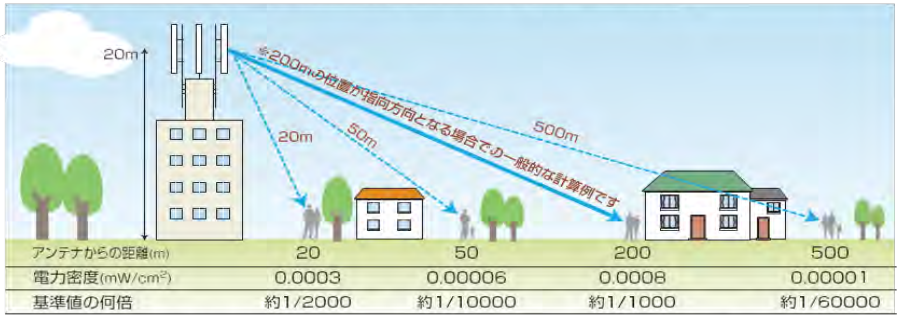


※多量に浴びると、細胞の遺伝子が損傷し、がん等の原因となり得ることが知られている。

無線設備（携帯電話基地局含む）に関する電波防護指針の制度化

携帯電話基地局アンテナは、鉄塔やビルの屋上など高所に設置される大型のものや、地下街などに設置される小型のもの等、さまざまな種類がありますが、いずれも人体に影響を与えない基準値以下に電波の出力を抑えるよう規制が設けられています。

高所に設置された携帯電話基地局のアンテナから発射された電波の地上での電力密度の例



アンテナからの距離(m)	20	50	200	500
電力密度(mW/cm²)	0.0003	0.00006	0.0008	0.00001
基準値の何倍	約1/2000	約1/10000	約1/1000	約1/60000

※ 携帯電話基地局のアンテナは、ある特定の方向（図の例では、アンテナから200m先の地点）に電波を発射しており、真下にはあまり電波を発射していません。建物の内部では、電波は壁や屋根によって吸収・反射されるので、電波の強さは表に示した値をはるかに下回ります。

電磁波の健康影響に関する講演会

携帯電話などの無線通信で利用される電波や送電線、家電製品から生じる超低周波電磁界など、身近な機器・設備等から発せられる電磁波の人体に与える影響等について、正しい理解を深めていただくため、専門家がわかりやすく解説する「電磁波の健康影響に関する講演会」を開催しています。

令和８年度は、全国6都市（近畿管内では和歌山市）において開催します。

※本講演会は、経済産業省との共催です。

<お問い合わせ先>　電波監理部　電波利用環境課　06-6942-8533

⑥　医療機関における良好な電波利用環境の実現

総務省では、全国11か所に「医療機関における電波利用推進に関する地域協議会」（地域協議会）を設置し、医療機関での電波の利用拡大に伴って発生するトラブルの原因や対応方法に関する情報提供、電波管理を担う人材の育成支援等を行っています。

近畿地域の医療機関における電波利用推進協議会（近畿地域協議会）

平成29年9月に設立し、「医療機関において安心・安全に電波を利用するための手引き」や「医療機関における電波利用機器に配慮した建築ガイドライン」、「医用テレメータの電波管理実践ガイド」の説明会、電波管理の人材育成など、医療関係者等に向けた周知活動を実施しています。



手引き（改定版）



医用テレメータの電波管理実践ガイド



建築ガイドライン（有料）



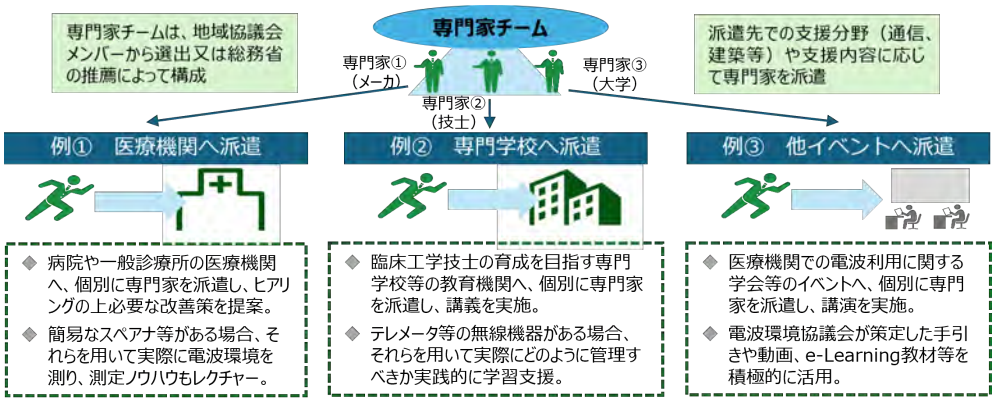
建築ガイドライン
エッセンス版

【構成】
- 座長　大道 道大　氏　（一般社団法人日本病院会　副会長）
- 各府県病院協会、各府県臨床工学技士会、各府県看護協会
- 大阪府建築士会、総合建設業者、電気通信事業者、医療機器メーカ、　近畿厚生局など

近畿地域協議会によるハンズオン支援

医療機関、臨床工学技士の育成を目指す教育機関、関係学会などに専門家を無料で派遣し、病棟等の電波環境測定、専門的助言、講演等を行っています。

柔軟なスタイルで支援ができるよう、ハンズオン支援の具体的な方法は予め厳密には定めず、医療機関からの要望等に応じて実施しています。



<お問い合わせ先>　電波監理部　電波利用環境課　06-6942-8533

近畿総合通信局の組織と主な業務

電話：06-6942-＊＊＊＊
※下4桁は下表の番号でおかけください

電話による受付は、土、日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く 8:30-12:00、13:00-17:15

《管轄区域》
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

近畿総合通信局

総務部	総務課	8505	局内庶務、人事、給与
	財務課	8513	予算決算、各種契約、国有財産管理、電波利用料徴収
	企画課	8506	企画、総合調整、広報・報道、情報公開
	信書便監理室	8596	信書便事業に関する許認可・監督
情報通信部	電気通信事業課	8518	電気通信事業の登録・届出等、電気通信関係資格者証の交付、電気通信消費者支援
	情報通信連携推進課	8584	産学官連携・研究開発支援、ICTベンチャー支援、地域コンテンツ流通の促進
	情報通信振興課	8521	地域情報化、情報通信による地域振興
放送部	放送課	8568	放送関係無線局の許認可、放送受信相談
	有線放送課	8568	ケーブルテレビ・有線放送の登録・届出・監督
無線通信部	電波利用企画課	8545	周波数の割当、電波利用の促進に関する調査研究、電波の利用状況の調査・公表
	航空海上課	8540	航空機・船舶関係無線局の許認可、無線従事者資格の免許
	陸上第一課	8555	電気通信事業者の無線局の許認可、電波伝搬障害防止
	陸上第二課	8554	国・地方公共団体・公益事業・鉄道・バス事業者の無線局の許認可
	陸上第三課	8574	タクシー・ＭＣＡ・一般私企業・簡易無線・アマチュア無線等の無線局の許認可
電波監理部	電波利用環境課	8524	電波利用環境保護の周知広報、電波適正利用推進員制度、電波環境対策、登録検査等事業者、高周波利用設備の許可
	監視課	8525	電波の監視、不法・違法無線局の探査・処分、基準不適合設備への対応
	調査課	8534	電波監視設備・機器の保守管理、電波の発射状況の調査、電波の利用状況の調査
	近畿総合通信相談所	8502	情報通信行政に関する一般的な相談
	防災対策推進室	8504	情報通信技術を用いた防災・減災
	サイバーセキュリティ室	8546	サイバーセキュリティに関する周知啓発
	コンテンツ適正製作取引調査室	8566	放送コンテンツ製作取引適正の推進・連絡調整

近畿総合通信局の主なお問い合わせ先

内容	担当課（所）	電話番号
情報通信行政全般	総合通信相談所	06-6942-8502
電気通信サービス（電話・インターネットプロバイダー事業等）	電気通信事業課	06-6942-8519
テレビ・ラジオ放送の受信相談	放送課	06-6942-8567
ケーブルテレビ、共同受信施設	有線放送課	06-6942-8571
高層建築物の建設に伴う重要無線伝搬路の確認	陸上第一課	06-6942-8559
国、地方公共団体、高速道路関係無線局	陸上第二課	06-6942-8554
地方公共団体（防災行政、水道）関係無線局	陸上第二課	06-6942-8558
消防無線局、電気・ガス・鉄道・バス事業関係無線局	陸上第二課	06-6942-8560
MCA無線	陸上第三課	06-6942-8574
簡易無線局	陸上第三課	06-6942-8562 （自動音声応答案内及び職員による案内）
アマチュア無線局	陸上第三課	06-6942-8564 （自動音声応答案内及び職員による案内）
船舶関係無線局	航空海上課	06-6942-8541
無線従事者	航空海上課	06-6942-8550
生体電磁環境	電波利用環境課	06-6942-8533
不法無線局の情報、無線への混信、不要電波障害	電波利用環境課	06-6942-8535
高周波利用設備	電波利用環境課	06-6942-8536
登録検査等事業者	電波利用環境課	06-6942-8524
電波利用料	財務課	06-6942-8544
信書便事業	信書便監理室	06-6942-8596
情報公開、個人情報保護	企画課	06-6942-8506

近畿総合通信局　SNS･ホームページのご案内

近畿総合通信局のSNSでは、当局が開催するイベント、電波や通信に関する制度改正、総務省の各種支援事業の公募などに関する最新の情報をお届けしています。

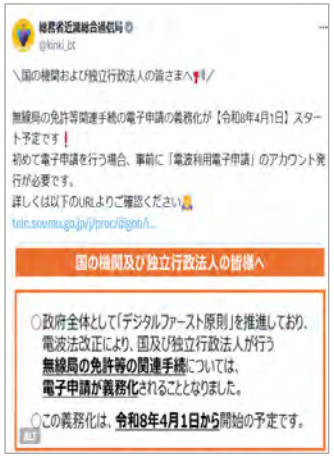
ぜひフォローしてご確認ください

SNS

@kinki_bt

@kinki.bt





ホームページ



近畿総合通信局のホームページでは、電波や通信、防災、ICTの利活用、サイバーセキュリティなど、“情報通信”に関する情報をより詳しく掲載しています。

https://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/index.html

<お問い合わせ先>　総務部　企画課　06-6942-8508

くらしの中に
総務省

編集・発行　総務省 近畿総合通信局 総務部企画課

〒540-8795
大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館4階　TEL：06-6942-8508

2026. 11. 16 第2版